



埼玉県のマスコット

「コバトン」「さいたまっち」

配偶者等からの暴力防止 及び被害者支援基本計画（案）

（令和4年度～8年度）

御意見・御提言をお寄せください。

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（案）」に対する御意見・御提言をお待ちしています。（巻末に様式があります。）

郵 送：〒330-9301（住所は省略できます）
埼玉県県民生活部男女共同参画課 推進・DV対策担当あて
FAX：048-830-4755
メール：a2920-04@pref.saitama.lg.jp
（メールの件名を「DV防止基本計画」としてください）
*必ず住所・氏名を明記ください。

御意見の受付期間：令和3年10月31日（日）まで（必着）
県民の皆様の御意見・御提言をいただき、計画を策定する予定です。

計画案と御意見・御提出の様式については県ホームページにも掲載しています。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/dv-plan5/dv-plan5-kencoment.html>



目次

第1 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の対象	2
4	計画の期間	3
5	計画の目標	3
6	計画を推進するための基本的な視点	4
7	計画の推進における県と市町村の役割	4
8	計画の推進体制	5
9	本県におけるDVの現状	6
10	計画の体系	23

第2 計画の内容

1	重点施策	25
2	基本目標と施策の基本的な方向	29
	基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進	29
	基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実	34
	基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実	47
	基本目標Ⅳ 子供の安全確保と健やかな成長への支援	55
	基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進	60

用語の解説（文中に*を付した語句の解説）	63
----------------------	----

第1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス*、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部からその発見が困難な家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（性別は問わない。以下同じ。）に罪の意識が薄いという傾向が見られます。このため、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、被害者の救済が困難な状況にあります。

DVは、固定的性別役割分担意識、経済力の格差など、今日の社会における構造的な問題であり、男女共同参画社会の形成を阻害する重大な課題です。

女性に対する暴力は、平成7年の第4回世界女性会議において優先度の高い重大な問題の一つとして位置付けられてから、国際的にも大きく取り上げられるようになり、我が国においても平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律*（以下「配偶者暴力防止法」という。平成25年改正により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。）が制定されました。

本県では、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会・埼玉の実現を目指して、「埼玉県男女共同参画推進プラン」（平成13年度策定）にて「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つと位置付けるとともに、平成16年の配偶者暴力防止法改正を踏まえて、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、DV対策に取り組んできました。平成29年には第4次計画を策定し、更なる取組の推進を図っています。

こうした中、DVと児童虐待が併存する事案への対応が急務となっていることから、令和2年に改正配偶者暴力防止法が施行され、更なるDV対応と児童虐待対応の連携強化が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間が増加したことなどによりDVの問題が浮き彫りとなっています。

本計画は、DVを取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、より一層のDV対策を推進するため、新たな計画（第5次）として策定するものです。

2 計画の位置付け

- 配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して策定する埼玉県の基本的な計画です。
- 「埼玉県男女共同参画基本計画*」の基本目標「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画として位置付けます。
- 県が市町村など関係機関や民間の支援団体と相互に連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の対象

配偶者暴力防止法に規定する「配偶者からの暴力」に加え、若年者を中心としたデートDV*も深刻になっていることやデートDVの防止は将来の「配偶者からの暴力」の予防にもつながることから、デートDVも合わせ「配偶者等からの暴力」とし対象としています。

なお、「配偶者等からの暴力」と関連の深い課題である、ストーカー行為*など特定の相手からの暴力、性暴力に関する施策についても本計画の実施策の一部に盛り込んでいます。

○ 配偶者等からの暴力

- ・ 配偶者暴力防止法第1条で規定する配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）及び同法第28条の2に基づき同法を準用する生活の本拠を共にする交際相手からの暴力（配偶者からの暴力）
- ・ 生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）

「暴力」には次のように身体的暴力だけではなく、精神的、性的暴力なども含みます。（なお、保護命令*の申立ては、「配偶者からの暴力」のうち、身体的暴力及び生命または身体に対する脅迫に限ります。）

■ 身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。

例) 平手でうつ/足でける/ 身体を傷つける可能性のあるものでなぐる/ げんこつでなぐる/刃物などの凶器を体につきつける/
髪をひっぱる/首をしめる/腕をねじる/引きずり回す/物をなげる

■ 精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。

例) 大声でどなる/「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う/実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックする/何を言っても無視して口をきかない/毎日の行動を細かく監視する/自殺をほのめかす/人の前でバカにしたり命令するような口調でものを言ったりする/大切にしているものをこわしたり、捨てたりする/

※上記はいわゆる「モラハラ」(モラルハラスメント)と表現されることもあります。

■ 性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。

例) 嫌がっているのに性行為を強要する/中絶を強要する/避妊に協力しない
見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

■ 経済的暴力

金銭的な自由を奪い、経済的に弱い立場に立たせるといったもの。

例) 生活費を渡さない/外で働くなと言ったり仕事をやめさせたりする/
貯金を勝手に使われる/無理やり借金をさせられる/

■ 子供を利用した暴力

子どもを利用して精神的苦痛を与えるといったもの。

例) 子供に暴力をふるうことで恐怖心を与える/被害者の方が悪いと子供に
思わせる/子供に危害を加えると言っておどす/子供に暴力行為を見せる
子供のしつけがなっていないと被害者を責める/
子供に暴力をふるうよう命令する

4 計画の期間

令和4年度(2022年度)から 令和8年度(2026年度)までの5年間

5 計画の目標

配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

- 基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進【予防啓発】
- 基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実【相談・保護】
- 基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実【自立支援】
- 基本目標Ⅳ 子供の安全確保と健やかな成長への支援
- 基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進

6 計画を推進するための基本的な視点

- 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- 被害者及びその関係者に対する安全の確保への配慮
- 県、市町村、関係機関、民間団体による被害者支援ネットワークの構築

7 計画の推進における県と市町村の役割

県	<ul style="list-style-type: none">○ 広域的な自治体として、広域的、先駆的、専門的な施策を推進する役割を担います。特に、福祉、保健、医療、就労、教育、警察、司法など各分野の専門機関、民間団体等との広域的な連携の強化を図ります。○ 市町村における相談・自立支援などの被害者支援の取組に対する支援を行います。市町村の配偶者暴力相談支援センター*設置に向けた支援を行います。 施策の推進に関する総合調整機能を発揮し、人材育成などを含む県全体のDV対策の推進体制の強化を図ります。○ 県の配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センター*及び県男女共同参画推進センター*)は連携しながら被害者支援を担います。○ 婦人相談センターは被害者支援の中核として相談・保護を行うとともに市町村に対する助言や情報提供、広域調整等を行います。
市町村	<ul style="list-style-type: none">○ 基礎的な自治体として、被害者とその家族にとって身近な相談窓口であり、被害の発見や相談への対応、安全の確保、被害者の自立において必要な多くのサービスを提供する重要な役割を担っています。このため、被害者の状況、緊急度等を的確に把握して、関係する市町村内外の機関との連携を図り被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行っていく必要があります。○ 配偶者暴力防止法において努力義務となっている「配偶者暴力相談支援センター」の設置についても、取組を進めていく必要があります。

8 計画の推進体制

- 庁内の関係課所で構成する「DV対策推進庁内会議」において、本計画の推進、連絡調整、進行管理及び各施策の検証を行います。
- 庁内外の関係機関で構成する「埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議*」（以下「DV対策関係機関連携会議」という。）において、本計画の推進状況等に係る意見聴取を行います。また、被害者支援に当たり、関係機関の連携体制の構築を図ります。
- 県が設置する苦情処理機関「埼玉県男女共同参画苦情処理機関*」において、DVに関する県の施策や人権侵害事案について、県民からの苦情申出を適切かつ迅速に処理します。
- 関係法令の改正及び国の動向、他都道府県の実績事例などについて情報収集・調査分析を行うとともに、これらの推進体制により実効性のある施策にするよう取り組んでいきます。

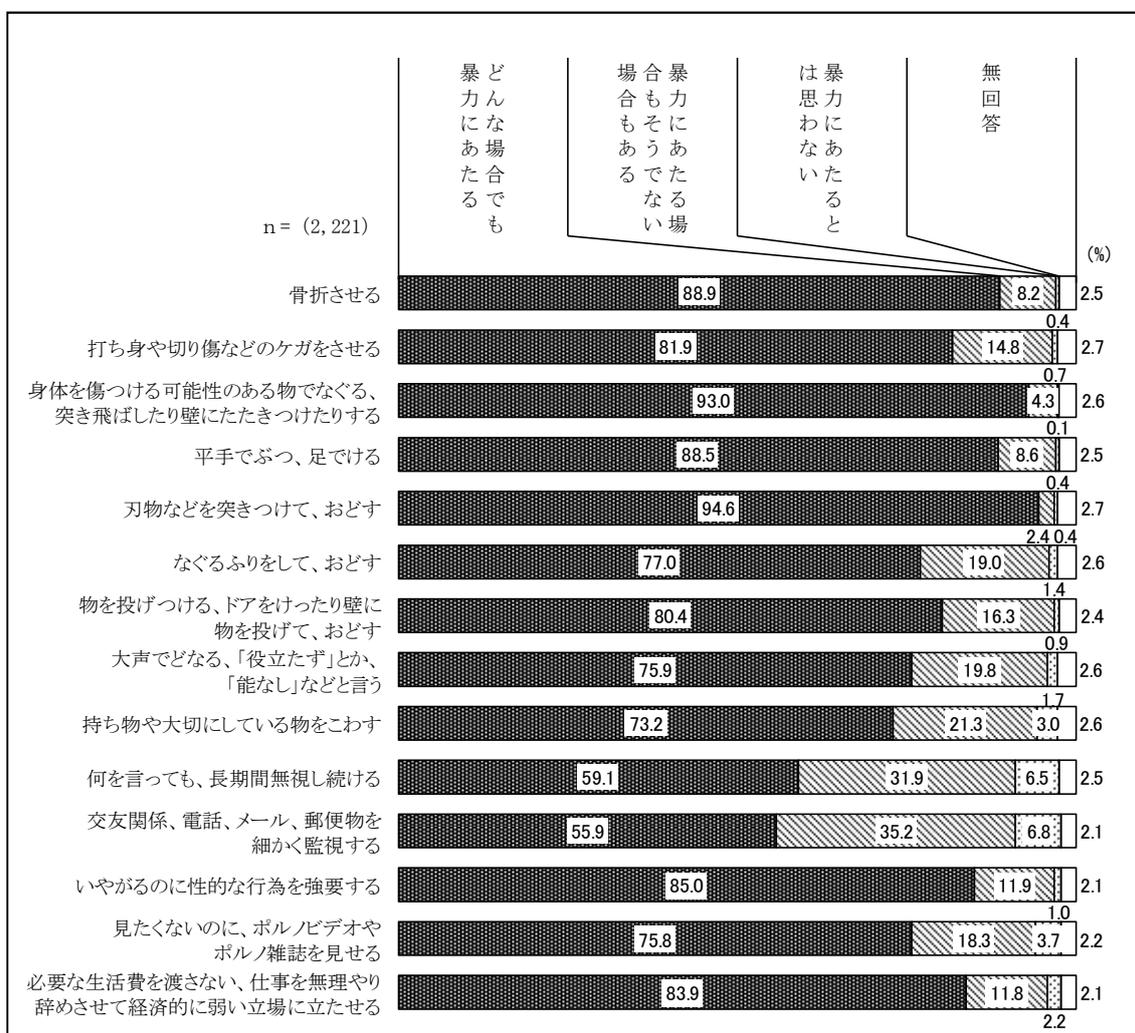
9 本県におけるDVの現状

(1) 配偶者等からの暴力

県が実施した「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、夫婦（事実婚や別居中も含む）の間において「どんな場合でも暴力にあたる」と考える人が多いのは、「骨折させる」など「身体的暴力」に関するものです。

一方、「交友関係、電話、メール、郵便物を細かく監視する」などの「精神的暴力」などは「暴力にあたると思わない」と考える人も少なくありません。

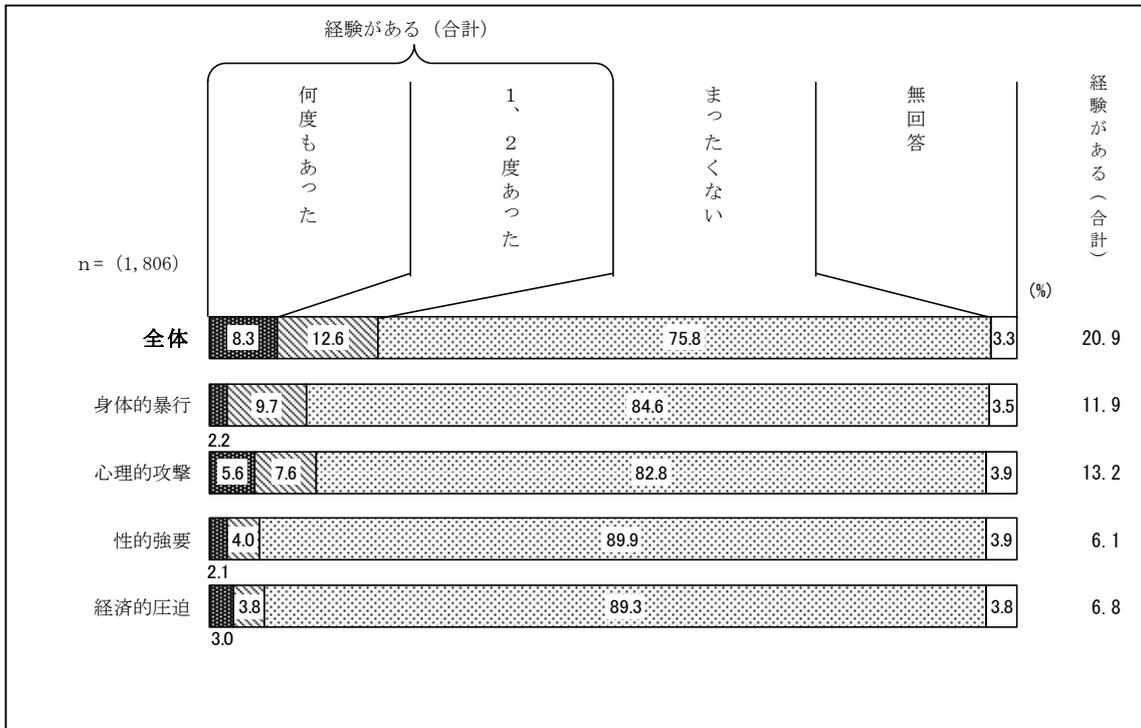
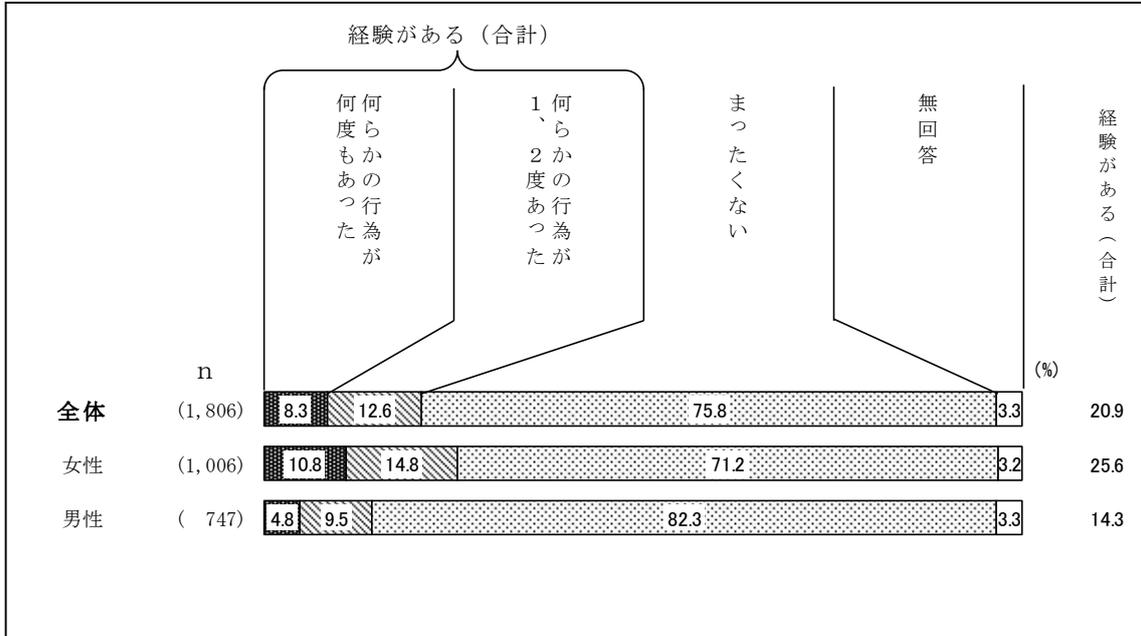
<図－1 夫婦間の暴力と認識される行為>



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

同調査において、現在又は過去に配偶者がいる(いた)人のうち、配偶者等^(注)からの何らかの暴力の被害経験のある人は5人に1人に上り、女性においては4人に1人となっています。

<図-2 配偶者等からの被害経験>

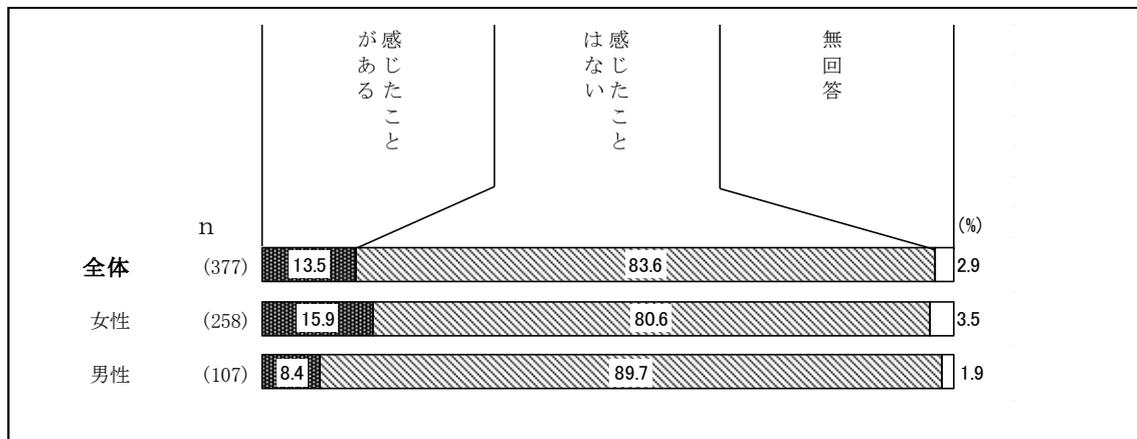


(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

(注) この設問の対象は、事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別、死別した相手、事実婚を解消した相手)としていません。デートDVは含みません。

被害の経験がある方のうち、女性の6人に1人は相手の行為によって命の危険を感じたことがあると回答しています。

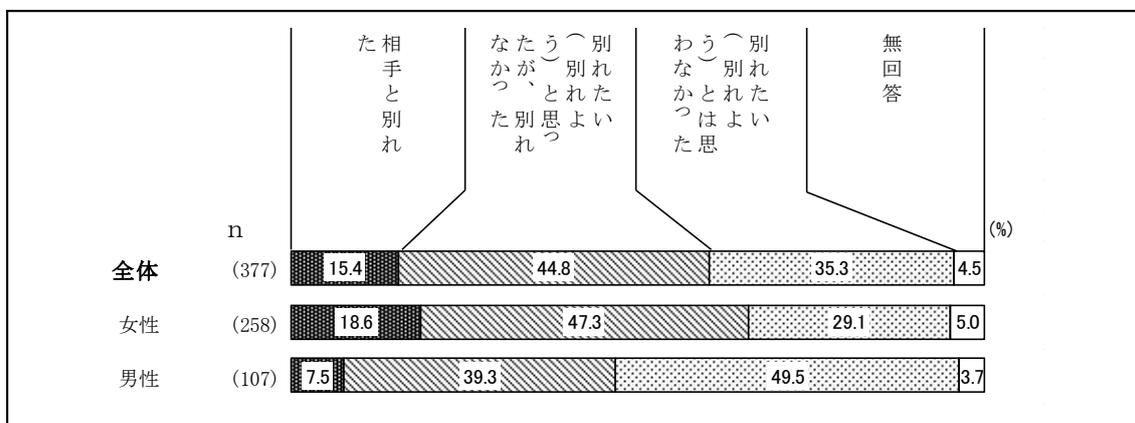
<図-3 DV被害によって命の危険を感じた経験>



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

その一方で、暴力を受け、実際に相手と別れたい(別れよう)と思ったが別れなかった人が5割近くを占めています。

<図-4 暴力を受けた時の対処(心情)>



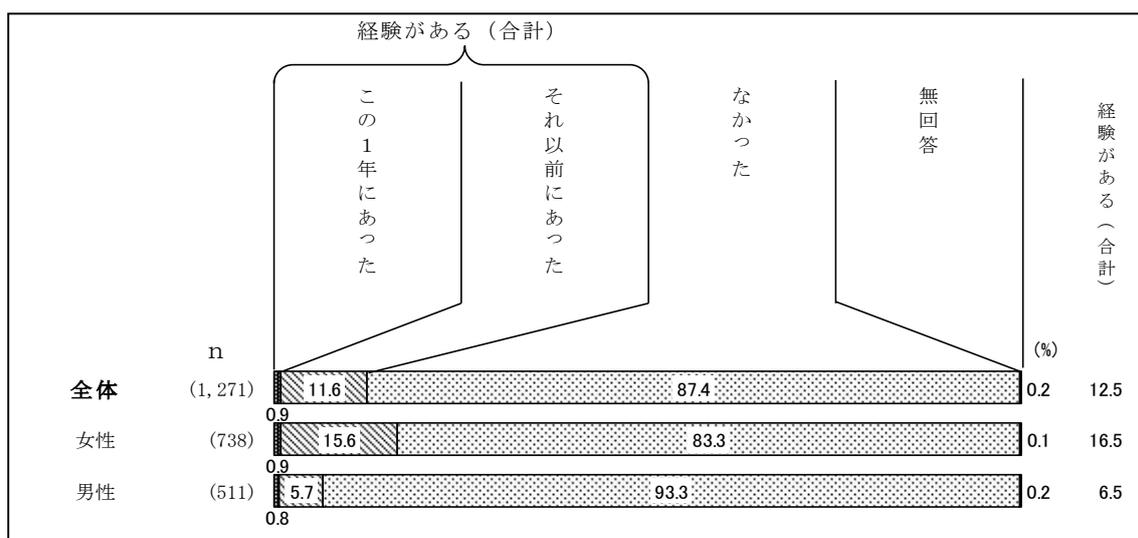
(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

(2) 交際相手からの暴力

交際相手との間で、暴力の加害者にも被害者にもならない、お互いが対等な関係を作っていくことは、DVへの予防にもつながります。

県が実施した「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、結婚相手以外の交際相手から被害を受けたこと（いわゆるデートDV）があった人は8人に1人に上ります。

<図-5 交際相手からの被害経験>

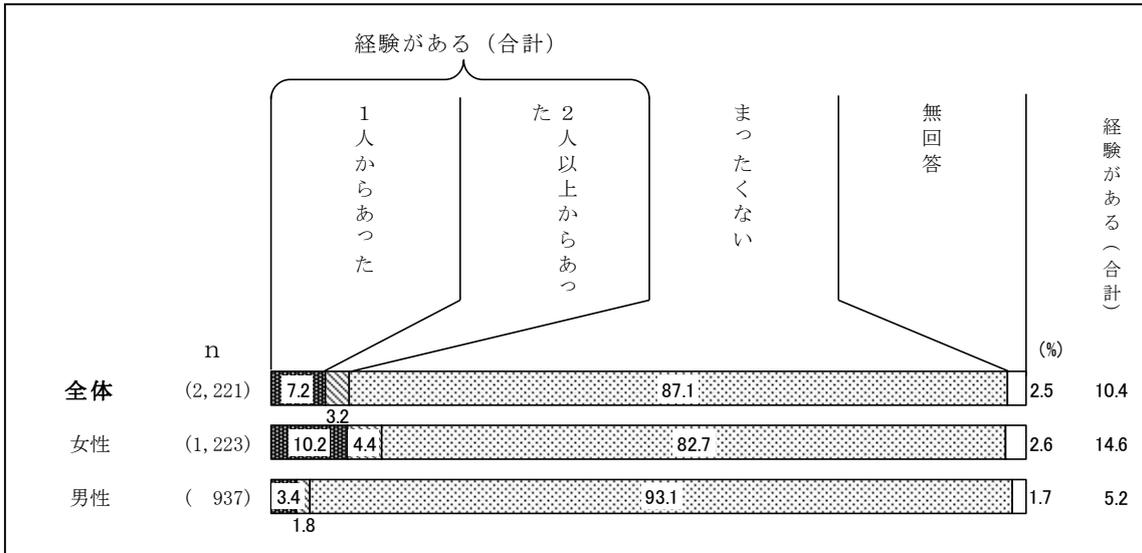


(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

(3) 特定の相手からの暴力

県が実施した「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、「特定の異性から、執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メールなどの被害があった」という回答は約1割でした。

<図-6 特定の異性からの執拗なつきまとい等の被害経験>

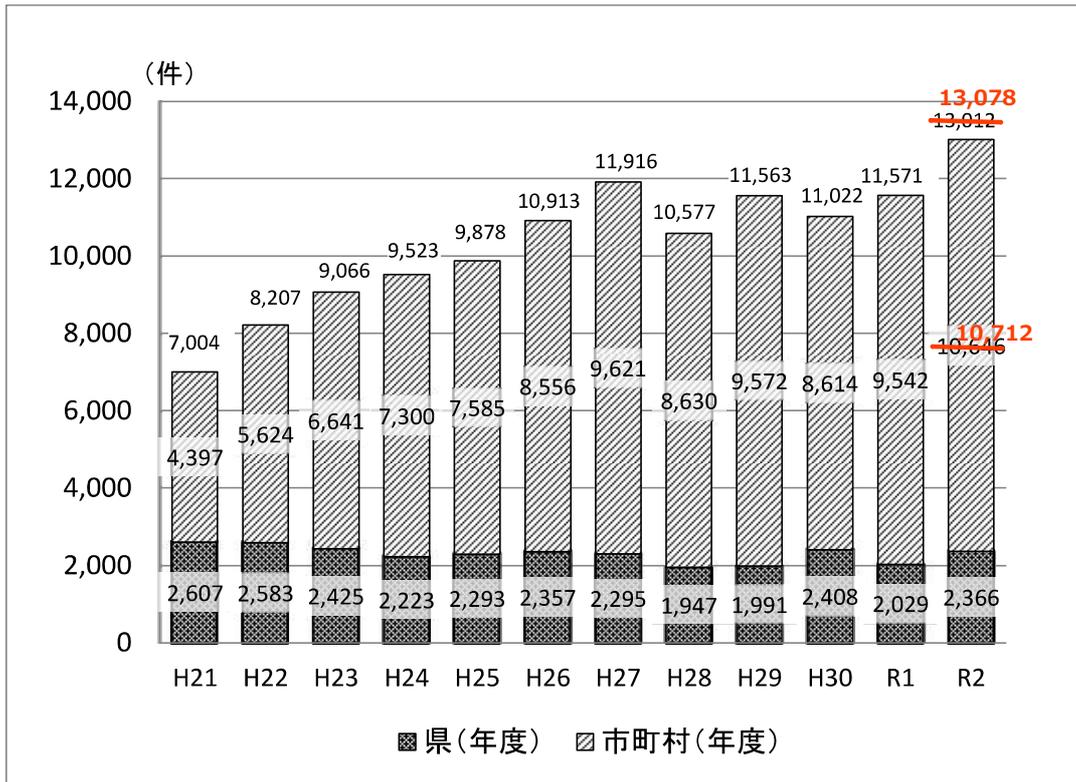


(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

(4) 相談

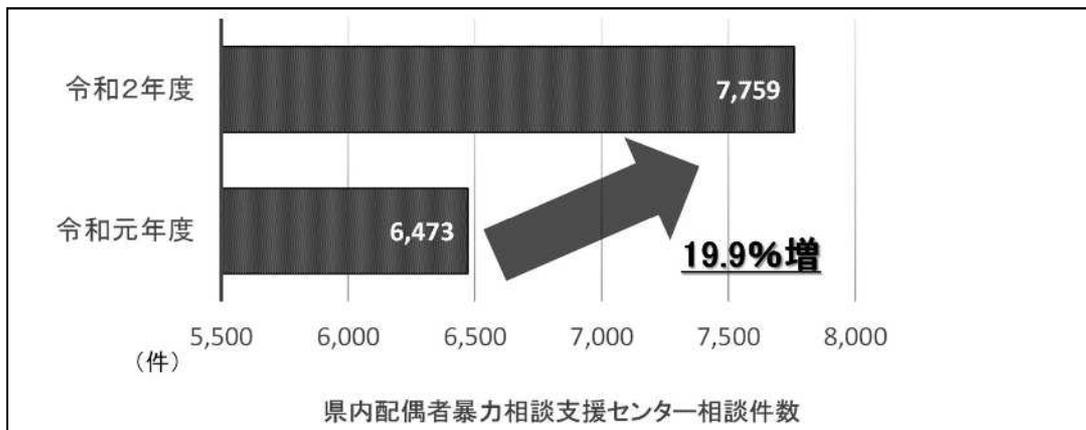
DV被害者の相談について本県では、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所、市町村、警察など各機関で行っており、コロナ下において件数は増加傾向にあります。

<図-7 DV相談受付件数の推移>



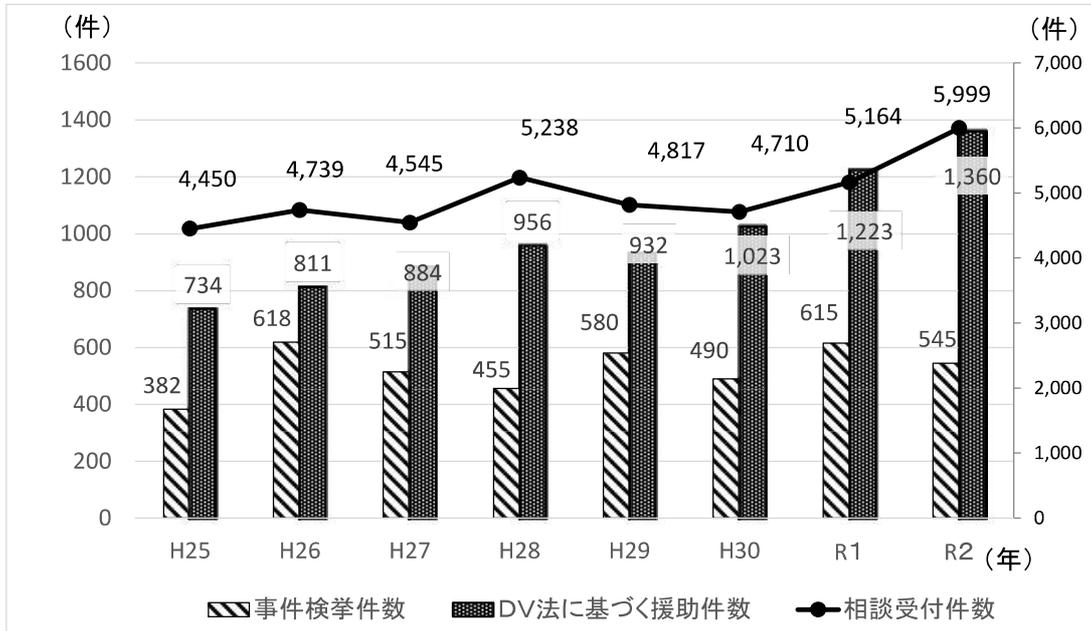
埼玉県男女共同参画課調べ

<図-8 コロナ禍における県内配偶者暴力相談支援センター(22か所)における相談件数の状況>



埼玉県男女共同参画課調べ

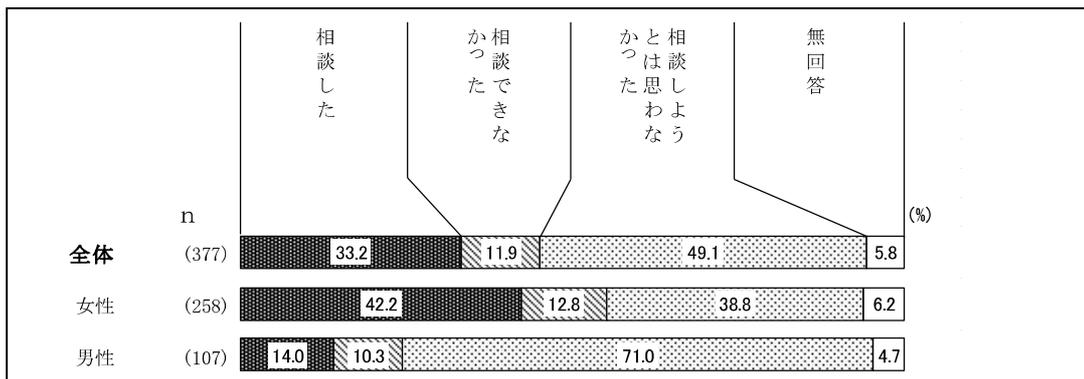
<図-9 埼玉県警察のDV事案取扱いの推移>



(出典) 埼玉県警察「令和3年版 警察のあゆみ」より作成

一方で、被害者の実数は把握できませんが、県が実施した「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると被害経験者のうち相談した人は約3割にすぎないことから、潜在的な被害者が未だ数多く存在すると考えられます。

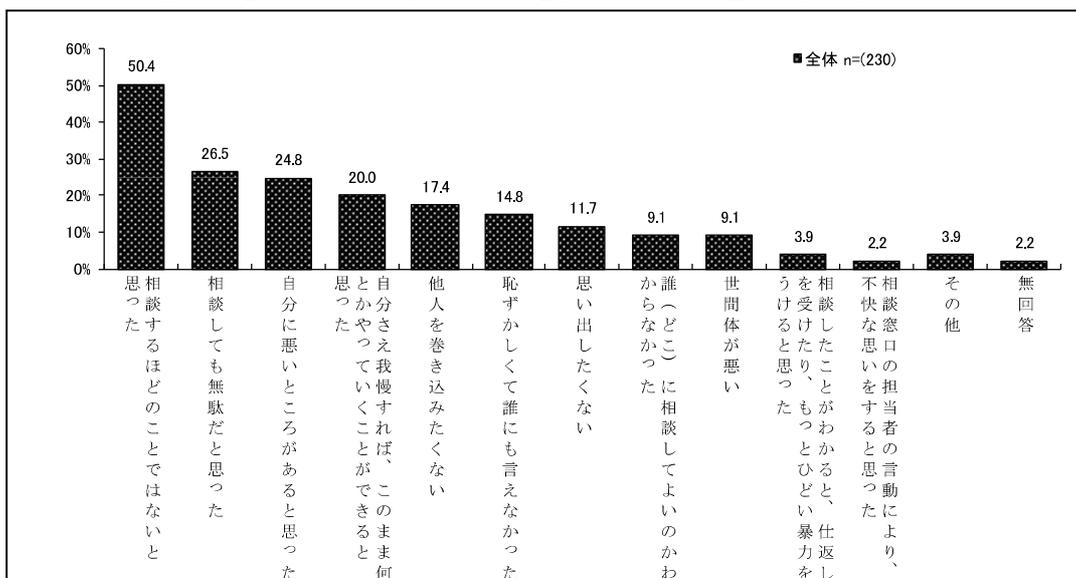
<図-10 暴力に関する相談>



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

被害経験者のうち相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」が50.4%と最も高く、「相談しても無駄だと思った」が26.5%、「自分に悪いところがあると思ったから」が24.8%、「自分さえ我慢すれば」が20.0%となっており、DV防止に対する意識啓発が強く求められます。

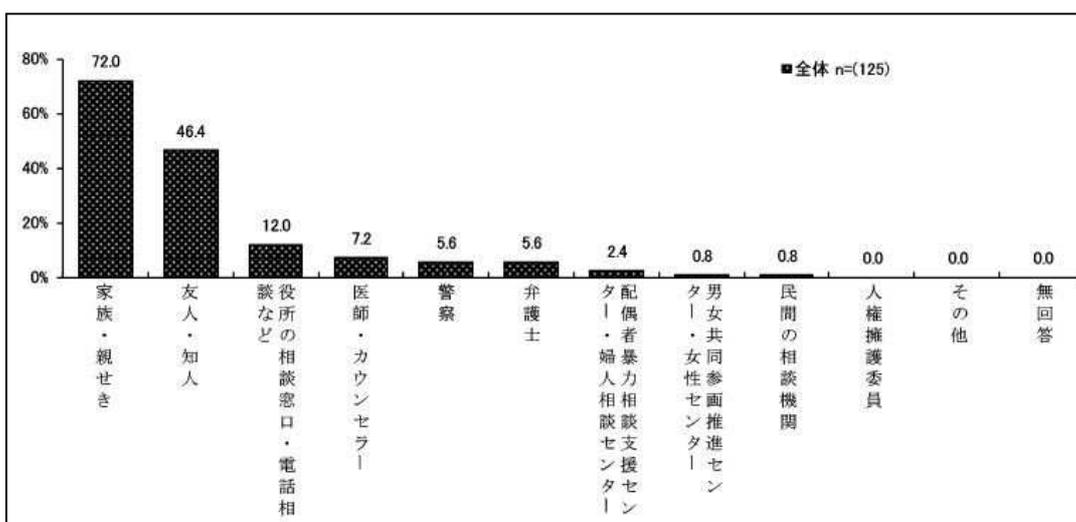
<図-11 相談できなかった（しようとは思わなかった）理由（複数回答）>



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

また、被害経験者が相談した相手として、「家族・親せき」が72.0%、次いで「友人・知人」が46.4%と上位回答となっています。

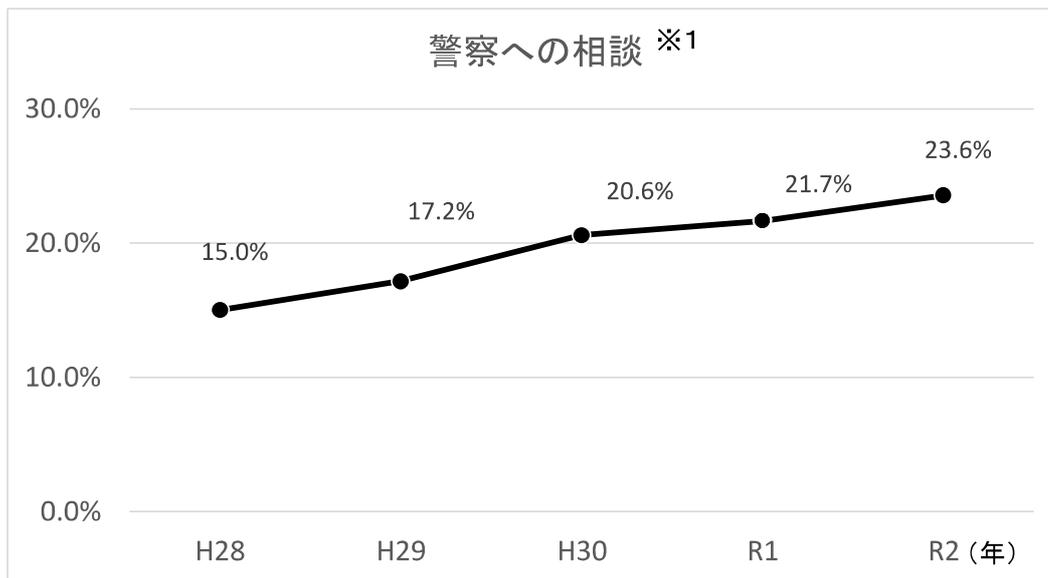
<図-12 配偶者等からの暴力について相談した相手（複数回答）>



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

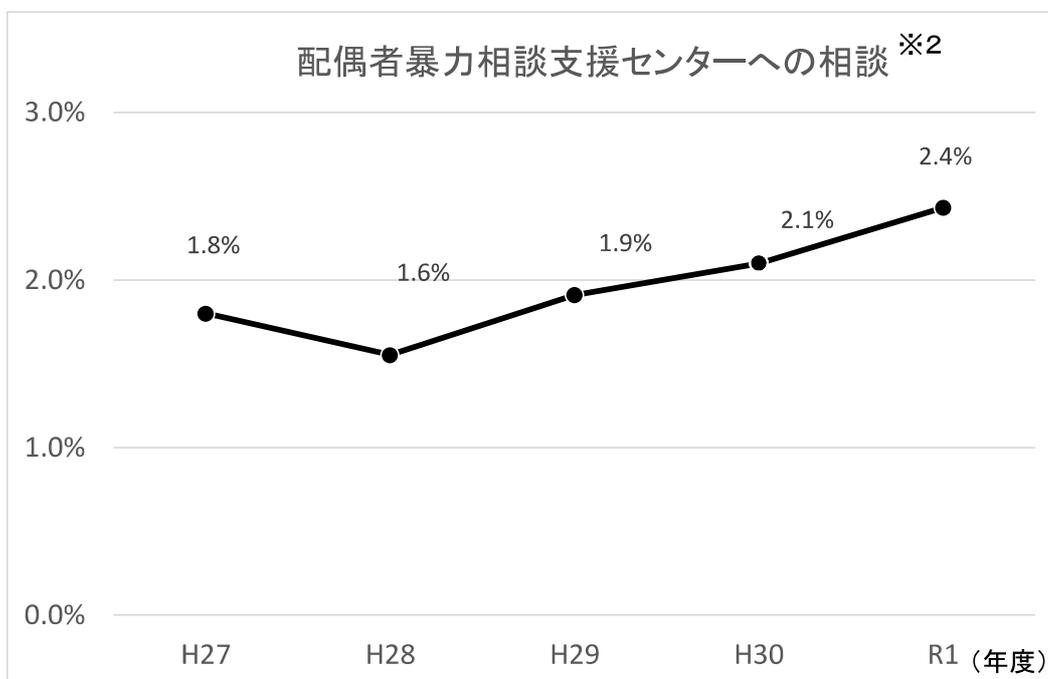
なお、DVの被害者は性別を問いませんが、相談の割合は女性が多くなっています。一方で、男性からの相談の割合も増加の傾向にあります。

<図－13 男性からのDV相談の割合の推移（全国）>



警察庁調べ

※1 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を元に算出。

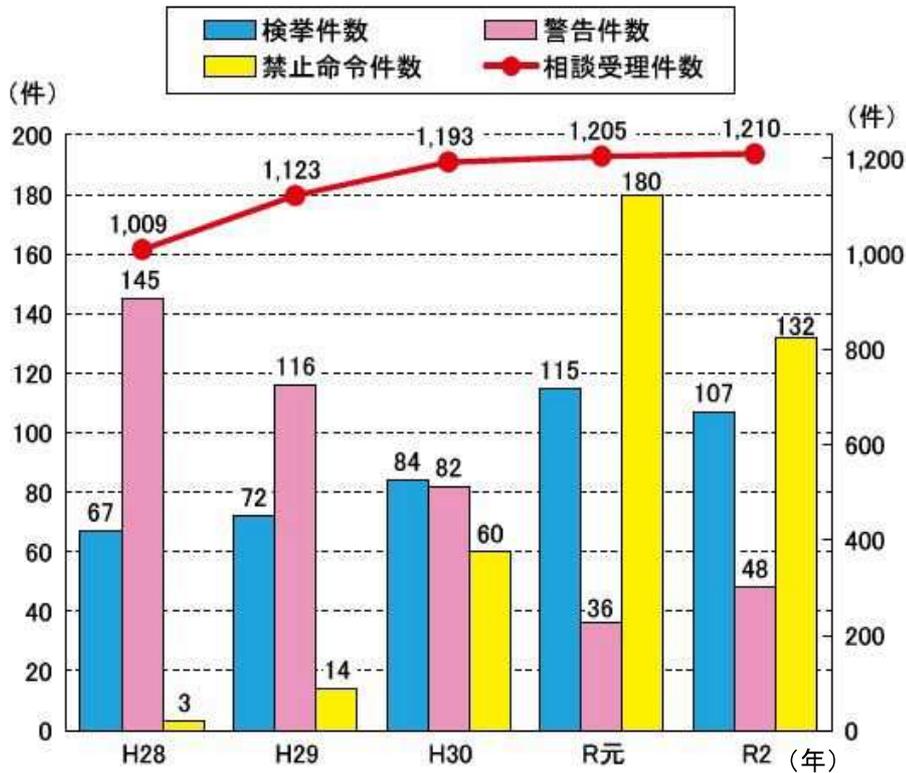


内閣府男女共同参画局調べ

※2 配偶者からの暴力が関係する相談件数を元に算出。

県内のストーカー事案の相談受理件数は、過去5年間 1,000 件を超える状況が続くなど、依然として高い水準で推移しています。

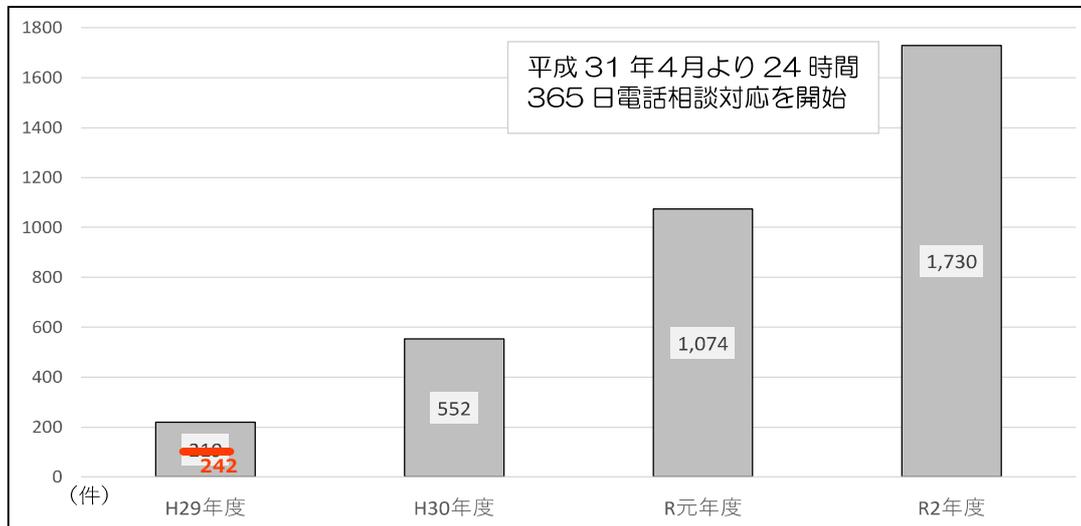
<図-14 埼玉県警察によるストーカー事案取扱いの推移>



(出典) 埼玉県警察「令和3年版 警察のあゆみ」

県内の性暴力等犯罪被害の相談件数は、増加傾向にあります。

<図-15 性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン）*の相談件数>

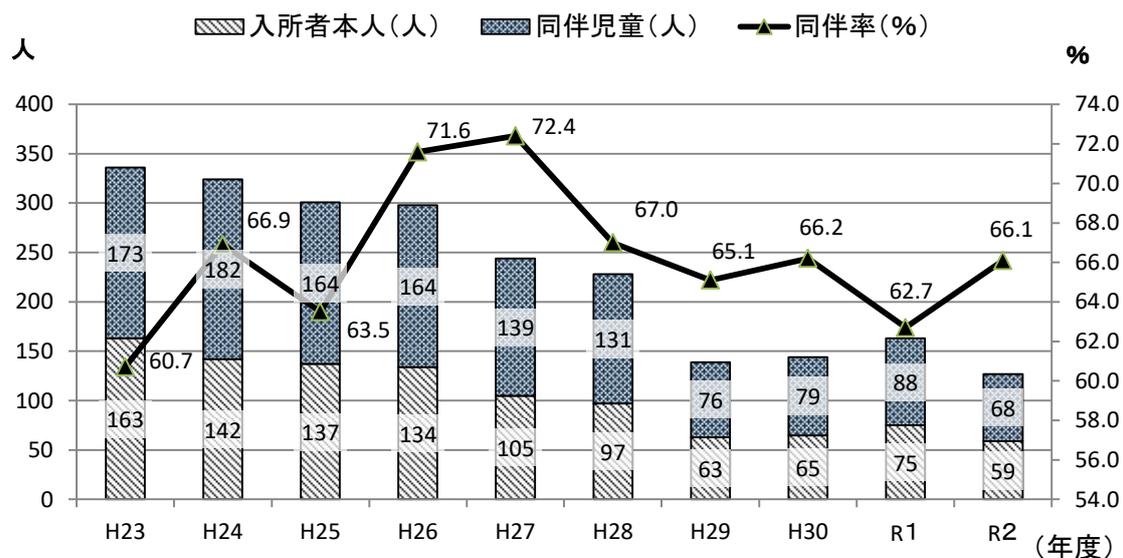


県防犯・交通安全課調べ

(5) 一時保護

一時保護は、県一時保護施設で実施しています。被害者の様々な事情により、必要に応じて県内外の民間シェルター*や社会福祉施設*への一時保護委託や、他都県の保護施設との広域相互利用なども活用していますが、件数は減少傾向にあります。

<図-16 DV被害者等の一時保護人数の推移>

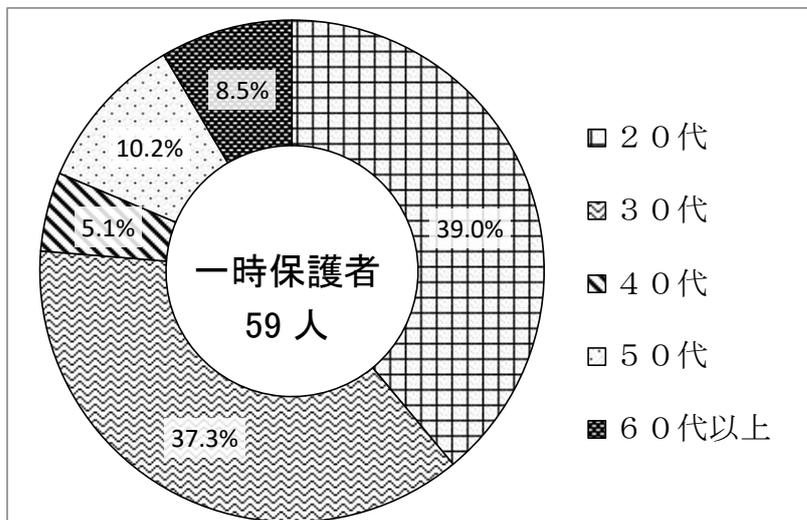


埼玉県婦人相談センター調べ

一時保護者の年齢別状況では8割近くを20代～30代で占めています。被害者が子供を同伴するケースも多く、被害者本人の数を子供が上回っている現状にあります。虐待*を受けた子供（DVを目撃した子供を含む）も多いことから、一時保護期間中においても保育や学習支援を含めた適切な援助が必要となっています。

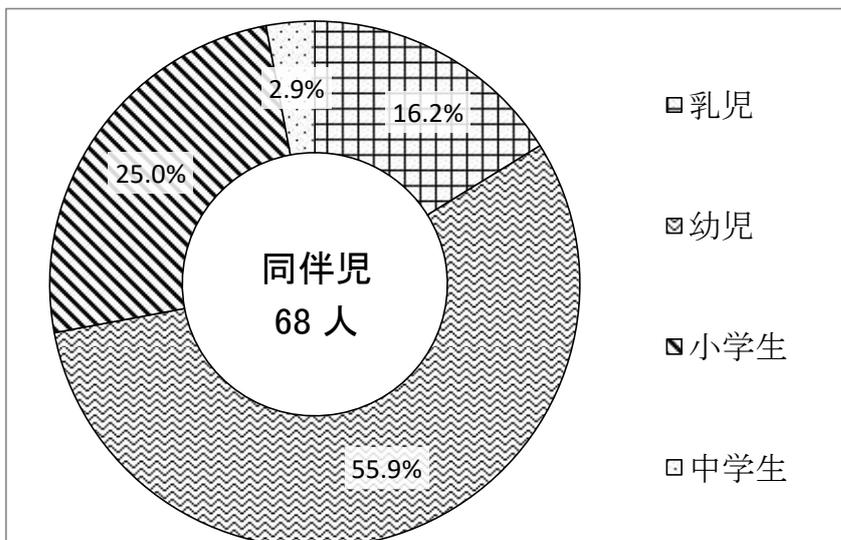
また、外国人被害者の支援に当たっては、在留資格や法律手続など複雑な対応が必要となる場合が多いことから、関係団体等と連携した支援や外国語通訳を介した相談を行っています。

<図-17 埼玉県の一時保護者及び同伴児の年齢別状況（令和2年度）>



埼玉県婦人相談センター調べ

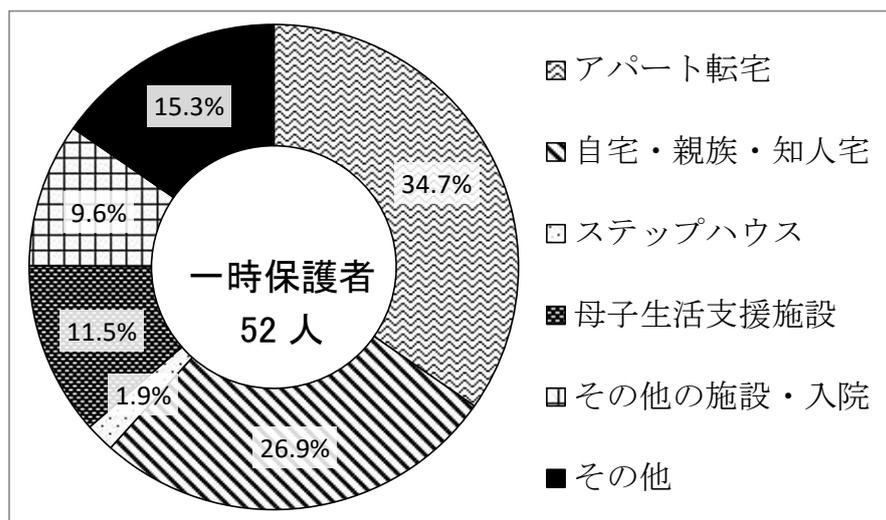
<図-18 埼玉県の一時保護者及び同伴児の年齢別状況（令和2年度）>



埼玉県婦人相談センター調べ

一時保護期間中には、退所後の生活設計に向けての様々な支援を行っています。退所先としては、アパート転宅が3割台半ばとなっており、転宅に際しては、多くの場合、保証人や緊急連絡先の確保に苦勞している状況にあります。

<図-19 埼玉県の一時保護者の退所先の状況（令和2年度）>



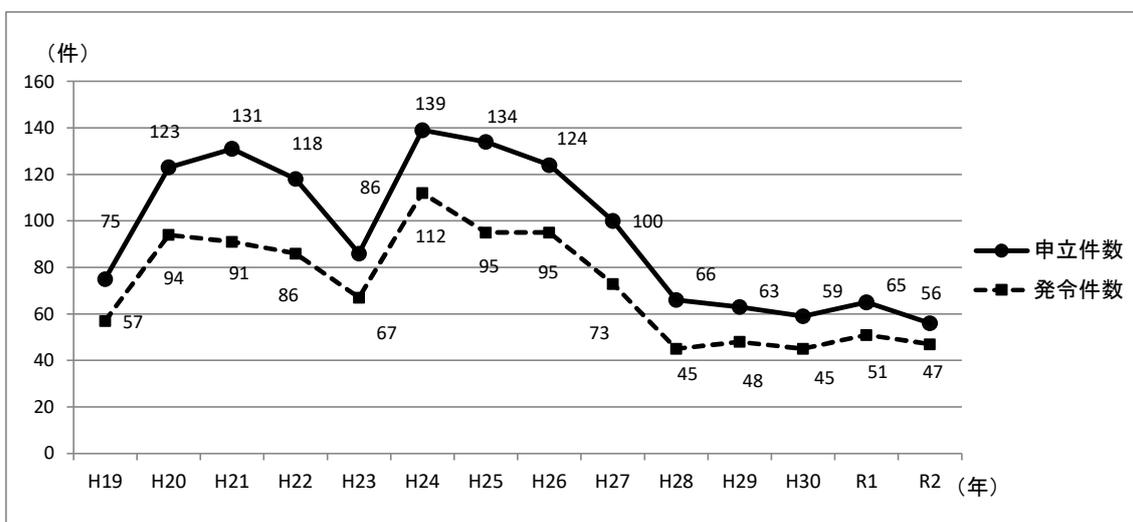
埼玉県婦人相談センター調べ

(6) 保護命令

保護命令制度は、被害者やその子供の安全を図る上で、一時保護と並んで有効な制度です。警察、裁判所等と連携し、制度に関する情報提供及び活用の促進について引き続き取り組む必要があります。

なお、児童福祉法等一部改正法の附則により、通報の対象となるDVの形態に加え、保護命令の申立てをすることができるDV被害者の範囲の拡大について、令和4年度を目途に国において検討され、必要な措置を講ずることとなっています。

<図-20 さいたま地方裁判所管内の保護命令発令件数の推移>



さいたま地方裁判所調べ

(7) 自立支援

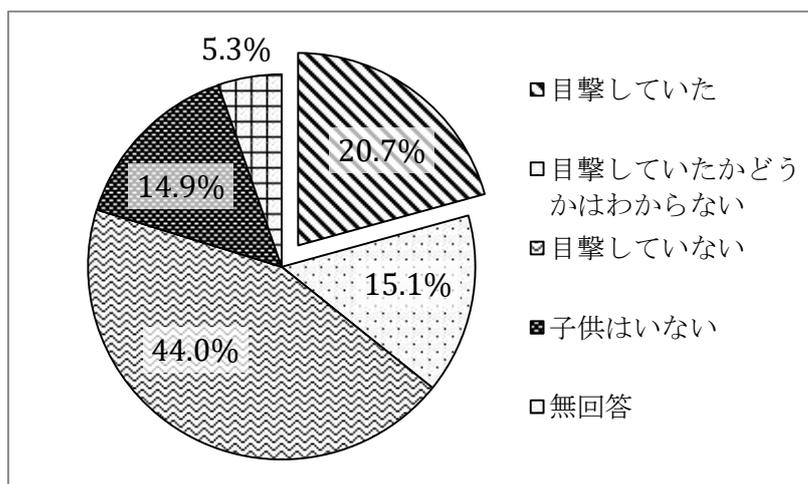
被害者の自立支援は、本人の意向と安全性の確保に配慮して行っています。

自立支援の内容は、経済的な支援にとどまらず、福祉、住宅、就業支援、子供の教育など多岐にわたります。県や市の配偶者暴力相談支援センターでは様々な情報提供を行っています。また、市町村が被害者のそれぞれ異なる事情に配慮した支援ができるよう、県として支援することも必要です。

被害者が自立するに当たっては、被害者自身の心の回復が重要となります。

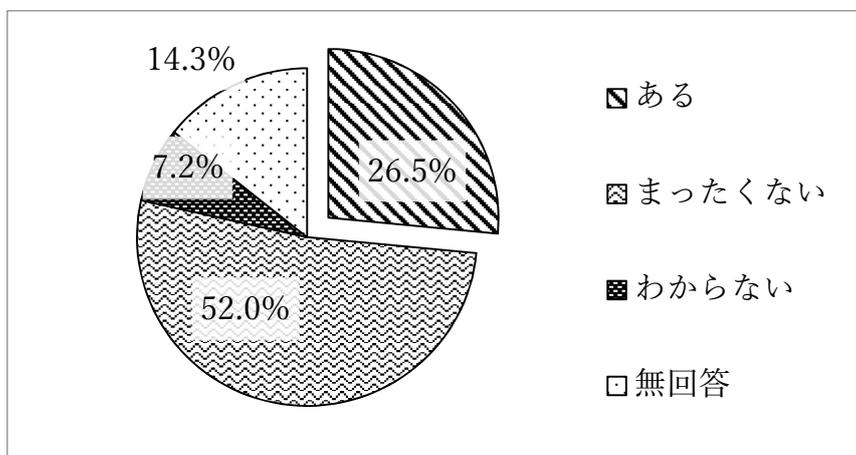
さらに、DVを目の当たりにした子供（いわゆる面前DVで心理的虐待を受けている子供）や直接虐待を受けた子供も多く、被害者の自立に当たって子供への支援も重要となっています。子供への支援にあたっては、児童相談所など関係機関との連携を図って対応しています。

<図-21 DVを目撃した子供>



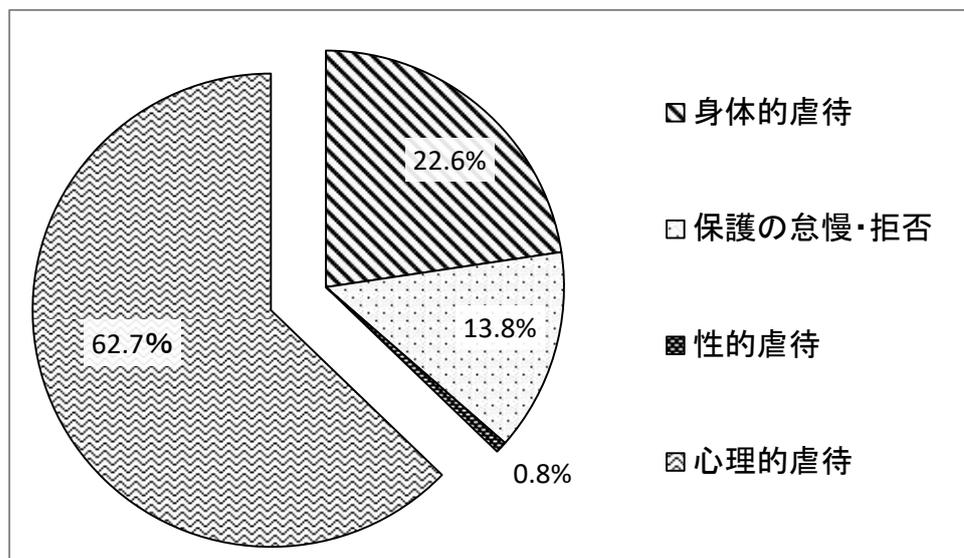
(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

<図-22 DV加害者の子供への加害行為>



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

<図-23 県内児童虐待相談対応件数に占める心理的虐待（令和2年度）>



（出典）「令和2年度の県内児童相談所の児童虐待に関する相談対応状況について」より作成

（8）関係機関との連携

県では、平成13年度から「DV対策関係機関連携会議」を設置し、庁内関係各課所に加え庁外の関係機関とともに被害者が必要とする支援を円滑に行うための対応方法等の検討を行っています。

また、市町村は被害者とその家族にとって身近な相談窓口であり、地域での自立を図っていくために重要な役割を担っていることから、県は必要な支援を行うとともに、連携を強化し被害者への切れ目のない支援を図っています。

きめ細かな支援が可能な民間団体の果たす役割も大きく、一時保護や地域における継続的自立支援など、連携をしながらDV対策を推進していく必要があります。

10 計画の体系

目標:配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

基本目標	施策の基本的な方向	実施施策
I 暴力を許さない社会づくりの推進	1 県民への意識啓発と地域における理解の促進	①DV防止に係る広報・意識啓発 ②人権啓発の推進
	2 暴力防止に向けた学校教育等の推進	①人権教育の推進 ②いじめや暴力行為等防止の推進 ③ 生命（いのち）の安全教育の推進<重点1> ④教員等に対する研修
	3 若年者に対する予防啓発の推進	① デートDV防止啓発の推進 <重点2> ②生命（いのち）の安全教育の推進（再掲） ③児童・生徒に対するデートDV予防のための教育の推進
	4 子供に及ぼす影響に関する理解の促進	①DVが子供に及ぼす影響に関する啓発 ②教員、保育従事者への研修の実施
	5 加害者に向けた取組の推進	① 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置<重点3> ② 加害者とならない予防啓発の推進<重点4> ③加害者への対応に関する調査研究
II 被害者の安全確保と支援体制の充実	1 早期発見のための取組強化	①医療関係者による発見・通報等の協力 ②保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の促進 ③教員、保育従事者への研修の実施（再掲） ④民生委員・児童委員等への広報や研修の実施
	2 警察における被害防止活動の推進	①適切な対応策の助言と援助の実施 ②加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置（再掲） ③ストーカー加害者の更生のための働きかけの実施 ④再被害防止措置の実施 ⑤警察職員に対する研修の強化
	3 相談体制の充実	①婦人相談センターにおける相談・支援機能の強化 ②県男女共同参画推進センターにおける相談・支援機能の強化 ③県福祉事務所の相談・支援機能の強化 ④警察におけるDV被害者等の相談対応の充実 ⑤ 市町村における相談機能等強化への支援 <重点5> ⑥民間団体における相談に対する支援 ⑦専門的な相談等への対応強化 ⑧災害時や感染症拡大等によるDVの深刻化への対応 ⑨ 若年者向けの相談体制等の充実 <重点6> ⑩男性被害者への相談体制の充実 ⑪LGBTQなど性的マイノリティの方への相談体制の充実 ⑫性暴力被害者のための相談・支援の充実
	4 保護体制の充実	① 一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実 <重点7> ②夜間・休日等の緊急保護体制の充実 ③一時保護委託の積極的な活用 ④広域的な保護の実施 ⑤中長期的な支援を要する被害者支援のあり方の検討
	5 外国人、障害者、高齢者への支援	①外国人への支援 ②障害者への支援 ③高齢者への支援
	6 関係機関の支援ネットワークの充実	①県域ネットワークの充実 ②地域ネットワークの充実
	7 被害者に関する個人情報の保護	①住民基本台帳制度等におけるDV被害者保護のための支援措置の周知徹底と適切な運用 ②関係機関における個人情報の適切な管理
	8 職務関係者の配慮と資質の向上	①DV相談ハンドブックの活用 ②専門研修の充実 ③地区別事例検討会の実施 ④二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化

基本目標	施策の基本的な方向	実施施策
III 安心して生活再建するための自立支援の充実	1 住宅の確保に関する支援	①県営住宅の期限付入居制度等の実施 ②市町村営住宅における協力要請 ③民間賃貸住宅に対する働きかけ ④民間賃貸住宅への入居支援 ⑤住居確保給付金の支給 ⑥母子生活支援施設への入所措置による支援 ⑦民間ステップハウスの活用
	2 心の回復に関する支援	①継続的な心のケアの実施体制の構築 ②グループ相談会等による自立支援の充実 ③DV被害者とその子供に対する心のケアの実施 <重点8> ④民間団体による継続的自立支援（後出）
	3 就業に関する支援	①配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供 ②就業支援・職業訓練施策による支援 ③母子・父子福祉センターにおける就業支援 ④一時保護施設における就業支援 <重点9> ⑤県男女共同参画推進センターによる自立支援講座の実施 ⑥転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い ⑦民間団体による継続的自立支援（再掲）
	4 経済的な支援	①生活保護の適切な実施 ②子育てに関する経済的な支援 ③経済的支援制度に関する活用支援 ④国民健康保険に関する取扱いの保険者への周知 ⑤介護保険に関する取扱いの保険者への周知
	5 法的手続に関する支援	①保護命令等法的手続の利用に向けた支援 ②警察による被害者の安全確保
	6 地域における支援	①安定的な自立に向けての継続的支援 <重点10> ②民間団体による継続的自立支援 <重点11> ③民間団体等が地域で実施する集会への支援 ④民生委員・児童委員等への広報や研修の実施（再掲）
IV 子供の安全確保と健やかな成長への支援	1 早期発見と安全確保	①虐待の早期発見・早期対応の推進 ②DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化 <重点12> ③教員、保育従事者への研修の実施（再掲） ④被害者が同伴する子供の適切な一時保護の実施
	2 心身の健やかな発達への支援	①DV被害者とその子供に対する心のケアの実施（再掲） ②子供の心のケア対策の充実 ③被害者が同伴する子供への支援体制の充実
	3 保育・就学・学習支援	①転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い（再掲） ②被害児童生徒に関する適切な情報管理・就学についての情報提供 ③一時保護施設における保育・学習支援の充実<重点13> ④母子生活支援施設における保育・学習支援
V 民間団体との連携・協働の推進	1 民間団体との連携・協働の推進	①民間団体との連携の推進 ②専門的知見の活用・事業の協働実施 ③民間団体及び支援者等の安全確保
	2 民間団体の育成・支援	①事業活動への支援 <重点14> ②人材育成に関する支援 ③民間シェルター等への支援

第2 計画の内容

1 重点施策

計画を推進するための実施施策の中から、重点的に取り組む施策として、次の14の施策を「重点施策」として定め、積極的に推進していきます。

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

重点1 生命（いのち）の安全教育*の推進（2③）

子供のころから性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないために、子供の発達段階に応じた学校等での指導を進めます。

- 発達段階に応じた、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者とならない教育の推進

重点2 デートDV防止啓発の推進（3①）

デートDVを未然に防ぐとともに現に被害にあっている生徒・学生の相談を促すため、学校において若年者に対しデートDV防止啓発を行えるよう啓発資料を作成・配布し、講座を開催します。

啓発に当たっては、若年者の行動範囲の広さを考慮して手法を検討するとともに、インターネットやスマートフォンの普及等の社会情勢を踏まえ、リベンジポルノ*の予防やSNS等を利用する際の注意点にも留意します。

- デートDV防止講座の実施 年20校以上
- デートDV啓発資料の作成・配布

重点3 警察における加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置（5①）

現に暴力が行われていると認められるなど加害者の行為が犯罪行為に該当する場合は、直ちに被害者の安全を確保するとともに迅速な捜査を推進し、被害者の意向を踏まえつつ、DV・ストーカー等の加害者の検挙、指導及び警告を行います。

- 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置

重点4 加害者とならない予防啓発の推進（5②）

これまでの被害者に気づきを促して相談を呼びかける広報や啓発に加え、どのような行為がDVに該当するのかなどの広報を通じ、加害者へDVの気づきを促すなど、誰もが加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発を推

進めます。

- DVの加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発の推進

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実

重点5 市町村における相談機能等強化への支援（3⑤）

被害者にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として行政手続等に対応する配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するため、設置を検討している市町村に対し、適切な助言と支援を行います。

市町村職員に対し、研修実施や市町村窓口からの個別事案について相談に応じるなど、市町村の相談・支援対応能力の向上を図ります。

- 配偶者暴力相談支援センター設置市町村数
20市（令和3年7月1日現在）→30市（令和8年度末）
※人口10万人以上の市への設置を目指します。

重点6 若年者向けの相談体制等の充実（3⑧）

県配偶者暴力相談支援センター、教育委員会、学校及び関係機関が連携し、情報共有などを通して、若年者の相談において幅広く適切な対応ができるようアドバイスを行います。

- 教育関係者向け研修会 年1回以上
- デートDV防止啓発ハンドブックや啓発リーフレットを活用した学校での相談体制の充実とデートDVへの取組強化

重点7 一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実（4①）

DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、一時保護施設と市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。

一時保護施設において被害者が同伴する子供に対して適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

- 多様な被害者の状況を考慮した関係機関等を対象とした研修会等の開催 年7回以上
- 被害者の同伴児童に対する面接の実施

基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実

重点 8 DV被害者とその子供に対する心のケアの実施（2③）

DV被害者が自立していくためには、被害者本人とその子供の精神的な安定が必要です。被害者とその子供に対する適切な心のケアを身近な地域で受けられるよう支援体制を構築します。

併せて、自立への活力を引き出す心理教育プログラム*を実施します。

- DV被害者（その子供を含む）を対象とした心理教育プログラムの実施
年1か所以上

重点 9 一時保護施設における就業支援（3④）

一時保護施設において、就職支援セミナーやキャリアカウンセリングを実施し、被害者に対する就業を支援します。

- 一時保護施設における就業支援
就職支援セミナー・キャリアカウンセリングの実施
年12回以上

重点 10 安定的な自立に向けての継続的支援（6①）

被害者の安定的自立に向け、市町村等関係機関と連携し、被害者の見守りなど継続的な支援を行います。

- 市町村等関係機関との連携強化による継続的支援

重点 11 民間団体による継続的自立支援（6②）

シェルターの運営等をしている民間団体と協働し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、DV被害者の自立支援を図ります。

- DV被害者への継続的な自立支援の実施

基本目標Ⅳ 子供の安全確保と健やかな成長への支援

重点 12 DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化（1②）

婦人相談センターと児童相談所は、DVや児童虐待に係る業務とその連携について理解を深めるための所内研修などを実施するとともに、一時保護入所者とその同伴児童の安全な生活を確保するため、情報共有などの連携を推進します。

また、市町村におけるDV対応機関が要保護児童対策地域協議会に参画す

るよう働きかけます。

- 県及び市町村におけるDV及び児童虐待に係る情報共有に向けた連携強化
- DV対応機関の要保護児童対策地域協議会への参加促進
- DV・児童虐待対応機関による相互の研修参加の促進

重点13 一時保護施設における保育・学習支援の充実（3③）

被害者が同伴する子供に対する一時保護期間中の保育・学習については、心のケアを行いつつ、専門スタッフの配置など支援体制の充実を図ります。

- 一時保護施設における専門スタッフ等による学習の実施 週5日

基本目標V 民間団体との連携・協働の推進

重点14 事業活動への支援（2①）

民間団体がDV被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援を行うことができる特性を生かし、安定した経営基盤の下で活動が継続できるよう、財政的支援を行います。

また、民間団体が行う活動への助言や広報の協力等必要な支援を行うとともに、継続的な自立支援など民間団体と連携した被害者支援方策の検討など取組の充実に向けて、民間団体交流会等による意見交換を行います。

さらに、民間団体で活躍できる人材の養成を図ります。

このほか、DV被害者支援情報、研修機会等の情報、県が行う民間団体を対象とした事業の情報など関連する情報提供を行います。

- 民間団体交流会の開催 年2回以上
- フォローアップ講座の開催 年1回以上
- 民間団体への情報提供 月1回以上

2 基本目標と施策の基本的な方向

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

DVは家庭内の問題として見過ごされ、潜在化しやすい状況にあります。被害者は多くの場合女性であり、その背景には、固定的性別役割分担意識や女性の自立の困難さ、暴力を容認しがちな社会風潮などがあります。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く社会に徹底するとともに、性別を問わずお互いを尊重し、力によって相手を支配する人間関係を形成することのないよう、人権尊重と暴力を許さないという意識啓発を継続的に行っていきます。

【施策の基本的な方向】

1 県民への意識啓発と地域における理解の促進

県では、これまでDV防止に向けた啓発資料の配布、県の広報紙やSNSなど各種広報媒体による発信、DV防止フォーラムや各種研修会などの開催を通じて意識啓発を図ってきました。

引き続き、県民一人一人がDVについて正しい理解を深め、暴力の潜在化を防いでいくために、地域、職域におけるきめ細かな広報・意識啓発を行っていきます。

また、これまでの一人で悩んでいる被害者に気づきを促し、相談を呼びかける広報に加え、周囲の方がDVを見過ごさないよう呼びかける広報も進めます。

【実施施策】

① DV防止に係る広報・意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、SNS等を活用して県民、企業等に対し広くDVに関する啓発を行い、DV防止の意識づくりやDVに当たる暴力の周知、DVに対する理解の促進を図ります。その際、被害者向け、周囲の方向けなどターゲット別に配慮した啓発を行います。

(男女共同参画課)

イ 県男女共同参画推進センターを中心にDV防止フォーラムやセミナー等を開催し、DV防止に向けた意識啓発を図ります。警察においては防犯講習等を活用して、DV防止と相談窓口の広報・啓発活動を行います。

(男女共同参画課、人身安全対策課)

ウ 県民生活に密着した場でのきめ細かな広報・啓発活動を行うことと

し、地域や職域等においてDV防止出前講座を実施します。

(男女共同参画課)

エ 全ての年齢層の方がDVに関する理解を深めるため、市町村においてもDV防止啓発に積極的に取り組むよう、働きかけます。

(男女共同参画課)

② 人権啓発の推進

ア 男女の人権の尊重と女性に対する暴力についての認識を深めるため、県民、企業、行政職員、教員等を対象とした意識啓発事業を実施します。

(男女共同参画課、人権推進課)

イ 各業界団体・企業経営者及び県・市町村の人権啓発担当者等を対象にした各種研修会において、DV問題を取り上げるよう働きかけます。

(男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

2 暴力防止に向けた学校教育等の推進

埼玉県人権教育実施方針*に基づき、学校をはじめ家庭や地域における人権を尊重した教育を推進します。各学校では規範意識の醸成や人を思いやる心の育成を図り、児童生徒の暴力防止に向けた取組を推進します。更には、これらの取組を推進する上で教員を対象とした人権教育に関する研修の一層の充実を図ります。

また、男女平等教育資料を学校向けに作成・配布し、男女平等教育や児童生徒を暴力の加害者にも被害者にもさせない教育を推進します。

性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題となっています。「性犯罪・性暴力対策の強化の方針*」に基づき、子供を性暴力の当事者にしないための生命(いのち)の安全教育の推進に取り組めます。

【実施施策】

① 人権教育の推進

学校等では教育活動全体を通じて人権の尊重を基盤として、男女平等の重要性、男女の相互理解と協力、家庭生活や職場における男女共同参画の大切さ等、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

また、豊かな人権感覚を育み、自他の人権を守るための実践行動がとれるよう、人権感覚育成プログラム*の普及を図り、各学校における人権教育の充実を目指します。

(男女共同参画課、人権教育課)

② いじめや暴力行為の防止の推進

全ての公立小中高等学校において、保護者、地域、警察等の関係機関と

連携した非行防止教室を実施することにより、児童生徒の規範意識を醸成し豊かな心と健全な生活態度の形成を図り、いじめや暴力行為等の根絶を目指します。

(生徒指導課)

③ 生命（いのち）の安全教育の推進＜重点１＞

性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないために、子供の発達段階に応じた学校等での指導を進めます。

(学事課、少子政策課、生徒指導課、保健体育課、人権教育課)

④ 教員等に対する研修

学校や保育所・幼稚園及び認定こども園の教職員を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子供の安全対策等について周知徹底を図ります。

(学事課、男女共同参画課、少子政策課、人権教育課)

【施策の基本的な方向】

3 若年者に対する予防啓発の推進

親密な男女間における暴力は、配偶者間だけではなく恋愛関係にある者の間でも同じように発生しています。DV相談においても、交際期間中から暴力があったとする被害者も少なくありません。

DVを未然に防止するためには、若年者がお互いに相手を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を醸成する必要があることから、暴力の予防啓発を推進します。

【実施施策】

① デートDV防止啓発の推進＜重点２＞

デートDVを未然に防ぐとともに現に被害にあっている生徒・学生の相談を促すため、学校において若年者に対しデートDV防止啓発を行えるよう、啓発資料の作成・配布や、講座を開催します。啓発に当たっては、若年者の行動範囲の広さを考慮して手法を検討するとともに、インターネットやスマートフォンの普及等の社会情勢を踏まえ、リベンジポルノの予防やSNS等を利用する際の注意点にも留意します。

また、県男女共同参画推進センターにおいては、県内大学等に対し予防啓発資料を配布し、デートDVの知識と相談窓口の周知を図ります。

(男女共同参画課、人権教育課)

② 生命（いのち）の安全教育の推進（I 2 ③再掲）

性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないために、子供の発達段階に応じた学校等での指導を進めます。

（学事課、少子政策課、生徒指導課、保健体育課、人権教育課）

③ デートDV予防のための教育の推進

児童・生徒向けの「デートDV防止啓発ハンドブック」を通じ、県内の中学・高等学校等におけるデートDV予防のための教育を推進します。

また、教員が予防のための指導方法やデートDVの当事者となっている生徒への対応方法を学べるよう、教員を対象とした研修を実施します。

（男女共同参画課、人権教育課）

【施策の基本的な方向】

4 子供に及ぼす影響に関する理解の促進

近年、DV被害者支援の現場から、DVのある家庭に育った子供が成長とともに不登校、非行、自傷行為、暴力などの問題を起こす場合があると報告されています。本県における児童虐待のうち、面前DVなど心理的虐待が約6割と最も多くなっています。こうしたことから、関係者及び関係機関に対し、DVにより心理的な影響を受けた子供へのケアや支援の必要性について理解の促進を図ります。

【実施施策】

① DVが子供に及ぼす影響に関する啓発

DVが子供に及ぼす影響について、子供に直接接する教育関係者、保育士及び民間団体の支援者等に意識啓発を行います。

（男女共同参画課）

② 教員、保育従事者への研修の実施

学校や保育所・幼稚園及び認定こども園の教職員を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子供の安全対策等について周知徹底を図り、被害者の早期発見を促進します。

（学事課、男女共同参画課、少子政策課、人権教育課）

【施策の基本的な方向】

5 加害者に向けた取組の推進

加害者の脱暴力化に向けた取組は、DVの防止を図っていくためにも非常に重要な取組となっています。警察において、加害者に対する指導、警告及び検挙等被害者の立場に立った対策を推進します。

一方、加害者となつてからでは更生が非常に困難な状況にあることから、DVの加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発を推進します。

また、国では「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等一部改正法」の附則で、DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずることとしています。本県においてもこうした国の動向や調査研究などを踏まえ、加害者への取組のあり方について調査研究を行っていきます。

【実施施策】

① 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置＜重点3＞

犯罪行為に該当する場合は厳正な対処を行うことを基本とし、被害者の安全確保を図るとともに迅速な捜査を推進し、被害者の意向を踏まえつつ、DV・ストーカー等の加害者の検挙、指導及び警告を行います。

(人身安全対策課)

② 加害者とならない予防啓発の推進＜重点4＞

被害者に気づきを促して相談を呼びかける広報や啓発に加えて、どういふ行為がDVに該当するのかなどの広報を通じ、加害者へのDVの気づきの促進など、誰もが加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発を推進します。

(男女共同参画課)

③ 加害者への対応に関する調査研究

加害者更生のための指導及び支援のあり方に係る国の調査研究、他都道府県及び民間団体等の取組について調査、情報収集を行います。また、関係機関及び民間団体等における加害者への対応状況などについて情報収集し、本県における加害者への取組のあり方について調査研究を行います。

(男女共同参画課)

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実

配偶者等からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題です。

被害者やその同伴家族の安全を確保するために、県配偶者暴力相談支援センター、県福祉事務所、市町村、警察等が協力・連携して、被害者からの相談受付や情報提供、24時間体制の一時保護に当たります。

また、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもと、被害者の早期発見に取り組みます。

被害者の支援に当たっては、DVの特質や影響を考慮して被害者の意思や意向を確認し、それを尊重しつつよりの確な対応を行うために、引き続き、相談及び保護体制の整備・充実を図っていきます。

なお、家庭に留まる被害者についても、安全の確保と必要な支援について配慮します。

【施策の基本的な方向】

1 早期発見のための取組強化

医療関係者は日常の業務を行う中でDV被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されます。また、保健・福祉関係者や教育関係者は家庭に接触する機会が多く、児童虐待の発見とともにDVを発見する可能性が高いことから、DV被害の発見から通報までの対応方法や相談先の周知を図るなど、被害者の早期発見のための取組を強化します。

【実施施策】

① 医療関係者による発見・通報等の協力

医師会、歯科医師会、看護協会等と連携し、各種研修会や会議等を活用して配偶者暴力防止法及び医療スタッフの役割について広報します。

また、DVを早期に発見するための問診（スクリーニング）の方法や診療環境の整備、被害者への情報提供の方法、他の支援機関との連携方法など、医療機関に対する通報等の協力を働きかけます。

（男女共同参画課）

② 保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の促進

保健師、生活保護ケースワーカー、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、ヘルパー、ケアマネジャーなど業務を通じてDVを発見しやすい立場の職員を対象とした研修を活用し、DVに関する意識啓発と対応に係る実務的な情報提供を行います。

（男女共同参画課、社会福祉課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、保健医療政策課）

③ 教員、保育従事者への研修の実施（I 4②再掲）

学校や保育所・幼稚園及び認定こども園の教職員を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子供の安全対策等について周知徹底を図り、被害者の早期発見を促進します。

（学事課、男女共同参画課、少子政策課、人権教育課）

④ 民生委員・児童委員*等への広報や研修の実施

民生委員・児童委員に対する研修会において、DVに係る実態把握や被害者から相談があった場合の関係機関との連携等、具体的な対応方法について情報提供します。

また、民生委員・児童委員協議会と連携してDVに関する情報や対応について広報や研修を行います。

（男女共同参画課、社会福祉課）

【施策の基本的な方向】

2 警察における被害防止活動の推進

被害者の要望等に基づき、一時避難の方法や相談窓口などの情報提供、必要に応じて関係機関への連絡やパトロールを実施するとともに、法に基づく援助の申出を受けた場合は適切な援助を行います。また、現に暴力が行われていると認められる場合は、被害者の安全を第一として、暴力の制止や被害者の保護を行うほか、被害者の意思を尊重した対応を行います。

【実施施策】

① 適切な対応策の助言と援助の実施

被害者をはじめ、その支援者の安全確保を最優先に、一時避難や保護命令制度の説明を行うとともに、関係機関と連携して被害者の個別事情に応じた対応策を助言します。また、被害者の申出に応じた必要な支援やパトロールを行います。

（人身安全対策課）

② 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置（I 5①再掲）

犯罪行為に該当する場合は厳正な対応を行うことを基本とし、被害者の安全確保を図るとともに迅速な捜査を推進し、被害者の意向を踏まつつ、DV・ストーカー等の加害者の検挙、指導及び警告を行います。

（人身安全対策課）

- ③ ストーカー加害者の更生のための働きかけの実施
ストーカー加害者が抱える問題を踏まえながら関係機関等と適切に連携を図り、更生のための働きかけを行います。

(人身安全対策課)

- ④ 再被害防止措置の実施
犯罪被害者（DV・ストーカーを含む。）及びその家族（以下「犯罪被害者等」という。）が事件検挙された加害者から再び危害を加えられる事態を防止するために必要な措置を講ずることにより、犯罪被害者等を支援します。

(人身安全対策課、刑事総務課)

- ⑤ 警察職員に対する研修の強化
警察学校等での講習や研修を充実するとともに、警察署への巡回教養研修等を通じて全職員に対してDV・ストーカー等事案に対する適切な対応について継続的に研修を行います。

(人身安全対策課)

【施策の基本的な方向】

3 相談体制の充実

本県では、婦人相談センターと県男女共同参画推進センターを配偶者暴力相談支援センターと位置付け、DV相談窓口を開設しています。また、県内4か所の福祉事務所を相談・支援機関と位置付け、DV相談に応じています。多様化・複雑化する相談に対応するとともに、相談の質の向上と専門性を確保するための体系的な研修・体制の整備を進めます。

転居後も含め被害者の相談及び継続した支援を円滑に実施するために、婦人相談センターが配偶者暴力相談支援センターの中核として全県的な相談・支援ネットワークの構築を強化します。

更には、県は市町村に対し、配偶者暴力防止法において市町村の努力義務である配偶者暴力相談支援センターの設置、市町村の相談・支援体制の充実についての更なる働きかけを行っていきます。

相談員は職務の特性から職務遂行の過程で孤立しやすいことから、支援に際しては組織的な対応をとる体制が必要となっています。燃え尽きや代理受傷など心身の健康が損なわれることがあるため、ケース会議、スーパービジョン*を活用したバックアップ体制をとることが重要です。市町村や県福祉事務所、民間団体においてこうした取組が促進されるよう、県は研修の実施を通じ支援を行います。

災害の発生や感染症拡大等の影響は、DVの増加や深刻化につながる懸念があることから、適切な対応を講じていきます。

【実施施策】

① 婦人相談センターにおける相談・支援機能の強化

ア 県の中核となる配偶者暴力相談支援センターとして、広域連携を含めた総合調整機能を担います。

また、被害者が関係機関の窓口ごとに事情を説明する負担を軽減し、二次的被害*の防止を目的として作成したDV相談共通シートの活用を図り、関係機関相互の情報共有による被害者支援の迅速化を図ります。

イ 市町村、県福祉事務所など地域の相談窓口や民間団体に対する助言・情報提供、研修機会の提供、地域支援ネットワーク構築の支援、困難事例のコーディネート、事例検討などを実施することとし、相談員の専門性やソーシャルワーク能力の向上を図ります。

ウ DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、婦人相談センターと市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。

エ 被害者の自立活動に関して、必要に応じ、市町村とも連携しながら同行支援を行います。

(男女共同参画課)

② 県男女共同参画推進センターにおける相談・支援機能の強化

ア DV被害者のニーズに合わせ、電話、面接相談、弁護士やカウンセラーによる専門相談、インターネット相談、グループ相談会など多様な相談事業を行います。

イ 情報ライブラリーの運営や各種講座の実施、県民の自主的な活動の場としての特性を活かし支援の充実に結びつけるとともに、女性の社会参画と経済的な自立を支援するための様々な事業の実施や、女性キャリアセンター*との連携により、多方面にわたる被害者の自立を支援します。

ウ 大規模災害が発生した場合、窓口においてDV相談を行うとともに、状況に応じた適切な支援を受けられるよう案内します。

(男女共同参画課)

③ 県福祉事務所の相談・支援機能の強化

県福祉事務所を圏域におけるDV相談・支援機関として位置付けてい

ますが、県民の利便性の向上を図るため、配偶者暴力相談支援センターとすることについて、今後の市町村との役割分担も踏まえ、必要な人員体制及び業務運営体制などを検討します。

(男女共同参画課、福祉政策課)

④ 警察におけるDV被害者等の相談対応の充実

相談者が同性の職員の対応を希望する場合には同性の職員をあてる、日本語を話せない相談者には通訳人を介して相談を聴取するなど、相談者の様々な状況に応じて、できる限り相談者の要望に配慮して対応します。

(人身安全対策課)

⑤ 市町村における相談機能等強化への支援<重点5>

ア 被害者にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として行政手続等に対応する配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するため、設置を検討している市町村に対し、適切な助言と支援を行います。

イ 市町村において複数の課題を抱えた被害者からの相談に迅速かつ的確に応じられるよう、庁内外の関係機関との連携強化のための体制構築を支援します。

ウ 市町村窓口において、DV被害者に的確な情報提供や相談・支援ができる体制とするため、市町村職員に対して研修を行います。

エ 婦人相談センターにおいて、多様なDV被害者の状況や問題点の把握、支援策の決定等、市町村窓口からの個別事案について相談に応じ、市町村の相談・支援対応能力の向上を図ります。

(男女共同参画課)

⑥ 民間団体における相談に対する支援

DV被害者の個別事案において公的機関以外での相談希望など多様な相談者の要望に対応するため、民間団体が実施する相談における人材育成など必要な支援を行います。

(男女共同参画課)

⑦ 専門的な相談等への対応強化

多様な被害者に対応するため、相談員の専門性とソーシャルワーク能力向上のための研修や事例検討会議の充実及び他の専門機関等との連携を図るとともに、他機関の研修・会議への派遣、自主研修への支援を行います。

(男女共同参画課)

⑧ 災害時や感染症拡大等によるDVの深刻化への対応

災害発生や感染症拡大を契機とする生活不安やストレスの増加により、DVの深刻化が懸念されることから、避難所における相談窓口の設置促進や相談窓口の周知、啓発活動の充実を図ります。

(男女共同参画課、災害対策課)

⑨ 若年者向けの相談体制等の充実<重点6>

県配偶者暴力相談支援センター、教育委員会、学校及び関係機関が連携し、情報共有などを通して、若年者の相談において幅広く適切な対応ができるようアドバイスを行います。

また、インターネット相談の実施など若年者が相談窓口を利用しやすい環境を継続するとともに、デートDV防止講座などを通して、デートDV防止の取組を進めます。

さらに、デートDV防止啓発ハンドブックやリーフレットを活用し、学校での相談体制の充実を図ります。

(男女共同参画課、人権教育課)

⑩ 男性被害者への相談体制の充実

県男女共同参画推進センターにおいて、男性の相談員による電話相談を実施し、男性向けの相談事業の充実を図ります。

(男女共同参画課)

⑪ LGBTQ*など性的マイノリティの方への相談体制の充実

LGBTQなど性的マイノリティの方からの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細かに対応をしていきます。

(人権推進課、男女共同参画課)

⑫ 性暴力被害者のための相談・支援の充実

性暴力等犯罪被害専用相談電話(アイリスホットライン)や各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通ダイヤル(#8103、ハートさん)において相談に応じるとともに、被害者にとって必要な支援を行う医療機関とのコーディネートや関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

(防犯・交通安全課、警務課)

【施策の基本的な方向】

4 保護体制の充実

被害者の一時保護は、警察、市町村、県福祉事務所と連携を図りながら県の一時保護施設で実施しています。一人一人の被害者の抱える課題に応じて迅速かつ適切な保護を実施し、自立に向けた支援を行うため、関係機関との連携を強化するなど支援体制の充実を図ります。

被害者が子供を同伴する場合も多くなっており、DVの目撃は子供への心理的虐待に当たることから一時保護施設において被害者及び同伴児童への心のケアに取り組めます。

妊婦や障害のある方、外国籍の方、精神的なケアが必要な方など、多様な被害者が保護を必要とするようになっており、保護に当たって特別な配慮が求められています。本人の意向を踏まえ支援を適切に進めるため、県内外の民間シェルターや社会福祉施設などへの一時保護委託を積極的に活用します。

【実施施策】

① 一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実＜重点7＞

ア DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、一時保護施設と市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。

(男女共同参画課)

イ 一時保護施設において、保護された被害者及び同伴児童に対し適切な対応が行えるよう組織を整備します。特に同伴児童に対して適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

(男女共同参画課)

ウ 緊急一時保護室を活用し、DV被害者の安全・安心を図りながら迅速に必要な保護を行います。

(男女共同参画課)

エ 母子の状況に応じて適切に保護するため、母子緊急一時保護事業*を実施します。

(こども安全課)

② 夜間・休日等の緊急保護体制の充実

ア 夜間・休日において被害が急迫している場合、緊急の保護に対応できるよう警察と一時保護施設との連携により、引き続き24時間対応を行います。

(男女共同参画課、人身安全対策課)

イ 深夜などの緊急の保護に対応するため、公費負担による一時避難場所を確保した上での保護や、犯罪被害者早期援助団体による情報提供

制度に基づく公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター*と協働したホテル等宿泊施設での保護を行います。

(男女共同参画課、警務課、人身安全対策課)

ウ 市町村が宿泊施設等を利用して緊急時の安全確保を行えるよう、助言や情報提供を行います。

(男女共同参画課)

③ 一時保護委託の積極的な活用

多様な被害者に対応するため、民間シェルター及び母子生活支援施設*などを活用し、被害者の状況に応じ適切な一時保護を行います。また、関係機関と連携強化を図り、情報収集及び情報共有に努め、適切な支援を行います。

(男女共同参画課)

④ 広域的な保護の実施

加害者の追及が激しく、県内では被害者の安全確保が図れない場合等においては、県域を越えた広域的な対応により他の都道府県の婦人相談所又は母子生活支援施設への保護依頼を行うこととし、必要な情報収集を行います。

(男女共同参画課、こども安全課)

⑤ 中長期的な支援を要する被害者支援のあり方の検討

国の方針等を踏まえ、中長期的な支援を要する被害者支援のあり方を検討します。併せて一時保護施設併設の婦人保護施設のあり方について検討します。

(男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

5 外国人、障害者、高齢者への支援

外国人被害者は、言葉や文化、生活習慣の違いから地域での関わりが希薄となり、相談窓口の存在を知らない状況が懸念されています。また、実際の支援にあたって、在留資格、法律、相談窓口に関する情報など、複雑で対応困難な場合が少なくないことから、外国語によるリーフレットの作成や国際交流・外国人支援を行っている民間団体（NGO等）と連携した相談・支援を行います。

また、県内の児童、高齢者、障害者の虐待件数は増加傾向であることを

踏まえ、虐待はいかなる理由があっても禁止されるものであるということ
を深く認識し、その防止等に取り組むため「埼玉県虐待禁止条例*」が平成
30年4月から施行されています。

障害者や高齢者については、DVがより潜在化しやすい傾向にありま
す。障害者や高齢者の相談や福祉サービスを通じて被害者の発見に努め、
市町村の担当課や社会福祉施設などと連携して速やかに支援を行います。

【実施施策】

① 外国人への支援

ア 関係機関等と連携し、外国語リーフレットの作成及び活用、相談窓口
の広報、外国語通訳を介しての相談を実施します。

また、同じ国籍の人が支援に当たることが被害者の精神的なサポート
につながることから、日本語を理解できる外国人住民を含む支援ボラ
ンティアの活動の活性化を図ります。

(国際課、男女共同参画課)

イ 外国人生活相談の中でDV被害者へ適切な助言を行うことができる
よう、相談員に対しDVの特質、法制度、活用できる社会資源に関する
知識や支援のための連携に係る情報提供を行うほか、外国人住民の支援
などを行う民間団体との連携強化に努めます。

また、関係機関に対し外国籍女性とその子供への支援のあり方や関
係法制等の国の動向を踏まえた情報提供を行います。

(国際課、男女共同参画課)

② 障害者への支援

ア 視覚障害者に対しては点字訳版のリーフレットや音声ガイドを活用
し、相談案内の提供を行います。聴覚障害者に対しては、手話通訳の確
保、メールによる相談を行います。

(男女共同参画課)

イ 権利擁護センター*で実施している障害者のための権利擁護相談の
中で受けたDV相談については、状況に応じて配偶者暴力相談支援セン
ター等関係機関を紹介するなどの支援を行います。

(障害者福祉推進課)

ウ DV相談の経過中に精神疾患的な問題が認められた場合は、精神保
健福祉センター及び保健所において相談支援を行うなど適切に対応し
ます。

(障害者福祉推進課、疾病対策課)

エ 障害のある方の保護については、市町村、福祉事務所及び保健所と連
携して短期入所の利用や障害者支援施設への入所が円滑に行えるよう

にします。

(障害者支援課)

③ 高齢者への支援

ア 高齢者虐待の事例に接する機会が多い訪問介護のヘルパーや通所介護の介護職員等福祉関係者による発見・通報の促進を図るため、職員への研修や集団指導などの機会を通じて意識啓発を行います。

(男女共同参画課、地域包括ケア課、高齢者福祉課)

イ 高齢の被害者が適切な支援を受けられるよう、高齢者虐待に関する施策との連携を図り、市町村や地域包括支援センターの職員に対して、高齢者虐待対応専門員研修を開催するなど、市町村の虐待対応体制の整備を支援します。

(地域包括ケア課)

ウ 介護を要する高齢者が被害を受けた場合に、老人福祉法のやむを得ない措置の活用等により、短期入所生活介護の利用や特別養護老人ホームへの入所が円滑に行えるように市町村を支援します。

(高齢者福祉課)

【施策の基本的な方向】

6 関係機関の支援ネットワークの充実

被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するためには、婦人相談センター、県男女共同参画推進センター、市町村、福祉事務所、児童相談所、警察、民間団体、その他関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援のそれぞれの段階において、緊密に連携しながら取り組む必要があります。

被害者への切れ目のない支援に向け、関係機関で構成される「DV対策関係機関連携会議」において、協議や情報交換などを行い、連携体制の強化を図ります。

また、市町村においては、被害者の最も身近な行政機関として、相談、安全確保、自立支援を担うにあたり、個別的な事案に対してコーディネート機能を発揮していく必要があります。このため、市町村が地域の関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援ネットワークの構築を図るにあたり必要な支援を行います。

【実施施策】

① 県域ネットワークの充実

「DV対策関係機関連携会議」は、県域をカバーするネットワークとして各機関における支援内容や機関相互の連携方法について協議及び情報

共有を行います。また、「ドメスティック・バイオレンス（DV）相談ハンドブック」の随時改訂や各機関の連携の徹底、取組の強化など、施策の円滑な実施に向けた調整を図っていきます。

（男女共同参画課）

② 地域ネットワークの充実

市町村が地域の関係機関との連携体制を構築できるよう、婦人相談センターが県福祉事務所と協力して、活用できる社会資源等の情報共有、機関相互の協力体制、個別事案への対応などの支援を行い、広域的な連携を推進します。

また、他の都道府県の支援に関する情報を収集し、必要に応じて連携を図りながら対応します。

（男女共同参画課）

【施策の基本的な方向】

7 被害者に関する個人情報の保護

DVへの対応については、被害者の安全確保が何より重要です。加害者が被害者の住所を探索することを防止するため、市町村における住民基本台帳の閲覧制限等の措置やマイナンバー*を取り扱う関係機関において情報流出することのないよう適切な対応が必要です。

また、被害者の個人情報については、関係者は被害者の安全を確保するために、配偶者暴力防止法、地方公務員法及び各自治体の個人情報保護条例等に基づき、細心の注意を払って管理しています。一方、被害者が安心して新しい生活を始めるためには、被害者の了解を得た上で、他の支援関係機関への適切な情報提供、情報共有が行われることが大切です。

県は、被害者に関する情報管理を適切に行うよう、市町村をはじめ関係機関等に周知徹底を図ります。

【実施施策】

① 住民基本台帳制度等におけるDV被害者保護のための支援措置の周知徹底と適切な運用

市町村の住民基本台帳事務担当者を対象とした研修会や会議等において、制度の運用及び関係部局との連携について周知徹底を図るとともに、市町村からの問合せ等に対応し、支援措置が適切に運用されるように努めます。

（市町村課）

② 関係機関における個人情報の適切な管理

配偶者暴力防止法、地方公務員法及び各自治体の個人情報保護条例等に基づく情報の取扱いを関係各機関に周知し、情報の管理と秘密の保持の徹底を図ります。

(男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

8 職務関係者の配慮と資質の向上

DV相談は多様化、複雑化しており、相談の質の向上と専門性の確保が課題となっています。県はDV相談担当者の資質の向上を図るため、DV被害者支援担当者研修などの専門研修を実施します。また、市町村の相談担当者の支援として、DVの特性と配慮すべき事項を学ぶ研修や事例検討会を各地域で開催します。

知識や技術の習得をはじめ、二次的被害防止の視点、相談員の燃え尽きや代理受傷など心身の健康への配慮の視点も含め、他の専門機関等と連携しながら、更なる研修の体系的かつ継続的な充実を図っていきます。

【実施施策】

① DV相談ハンドブックの活用

相談担当者向けの対応マニュアル「ドメスティック・バイオレンス（DV）相談ハンドブック」を随時改訂するとともに、職務関係者研修等での活用を図ります。

(男女共同参画課)

② 専門研修の充実

DV相談担当者研修や母子・父子自立支援員*研修について、その効果を検証し、相談員の心身の健康の視点も踏まえて研修内容の充実を図ります。

(男女共同参画課、少子政策課)

③ 地区別事例検討会の実施

関係機関のネットワーク構築支援と連動して職務関係者の資質の向上を図るため、婦人相談センターは県福祉事務所と連携して、圏域別に事例検討会を実施するほか、市町村単位の事例検討会の開催、実務担当者研修、講師の派遣を行います。

(男女共同参画課)

④ 二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化

職務関係者に対し、各機関の会議や研修会の場を活用してDVの特性、二次的被害防止のために配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行について実務的な研修を行います。

被害者支援の中心的な役割を担う警察、保健、福祉、教育関係機関の研修にDV問題を導入するとともに、子供がいる家庭の場合、DVは児童虐待にも当たることから児童福祉分野と連携した研修を行います。

また、専門職の養成機関等と連携し、DVに関する知識の普及を図ります。

(男女共同参画課、各関係課所)

基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するために、住宅の確保、経済的基盤の確立、子供の養育、心身のケアについての支援を進めます。

被害者の自立支援に当たっては、母子・父子家庭等に対する支援制度や生活保護制度などの活用を図っていますが、既存の制度では対応が困難な場合もあります。住民票を異動できない、離婚が成立しない、頼れる親族や知人がいないなどの被害者の置かれた状況に配慮し、各施策の実施機関において可能な限り弾力的な運用に努めるよう働きかけを行います。

また、生活再建するに当たって、被害者自身の心の回復が重要であることから、継続的にケアを行っていきます。

【施策の基本的な方向】

1 住宅の確保に関する支援

頼れる身寄りや知人のない被害者は生活の基盤である住宅確保に当たり、保証人の確保など独力では対応困難な事態に直面することが多くあります。子供を同伴する被害者も多いことから、母子生活支援施設への入所などの措置を図ります。

転居先として民間住宅を選択する被害者も多く、民間住宅に関する情報提供や入居しやすくするための支援を行います。

また、円滑に自立できるよう、自立の準備をするための中間的な施設、ステップハウス*の活用も図ります。

【実施施策】

① 県営住宅の期限付入居制度*等の実施

ア 県営住宅期限付入居制度による一時的な居住先の提供とともに、本格的な自立に向けて配偶者暴力相談支援センター等での継続的な相談・支援を行います。

(男女共同参画課、住宅課)

イ DV被害者世帯を対象に定期募集時の抽選優遇制度*を実施していきます。

(住宅課)

② 市町村営住宅における協力要請

DV被害者の個々の状況に応じた適切な支援を行えるように、DV被害者の公営住宅における優先入居への配慮に係る国の方針等に基づき、公営住宅への優先入居等について関係市町村の協力を求めています。

(住宅課)

- ③ 民間賃貸住宅に対する働きかけ
民間賃貸住宅に関わる団体を通じて、家主にDV被害についての理解を深めてもらい、被害者の入居への協力を働きかけていきます。
(男女共同参画課、建築安全課、住宅課)
- ④ 民間賃貸住宅への入居支援
民間賃貸住宅への入居を拒まれるおそれのあるDV被害者に対し、セーフティネット住宅情報提供システム等を利用した情報提供や民間会社が行う家賃債務保証の利用などにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。
また、必要に応じて生活保護担当機関や生活困窮者自立相談支援機関と連携して、住宅確保支援を行います。
(社会福祉課、住宅課)
- ⑤ 住居確保給付金の支給
生活困窮者自立支援法に基づき、過去2年以内の離職又は自営業の廃止により住居を失った方、又は失うおそれの高い方等には、就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間家賃相当額の支給を行います。
(社会福祉課)
- ⑥ 母子生活支援施設への入所措置による支援
子供を同伴する被害者については、母子生活支援施設への入所措置を行い、子育て支援や保育を通じ、母子の心身の回復を図り、自立に向けた支援を行います。
(こども安全課)
- ⑦ 民間ステップハウスの活用
被害者が地域において自立した生活が送れるよう、民間ステップハウスの活用の促進を図ります。
(男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

2 心の回復に関する支援

配偶者暴力相談支援センターで、DV被害者の心のケアに留意して相談・支援を行っています。また、一時保護施設においては医学的なカウンセリングを必要とする被害者に継続的なケアが受けられるよう、医療機関

等を紹介し、支援します。

一方で被害者の自立に当たっては、心身の回復と自立に向けた活力を引き出すための支援を身近な地域で継続的に行うことが重要です。そのため、市町村、医療機関など専門機関、民間団体との連携による支援体制を構築するとともに、被害者同士が支えあうグループ相談会などを通じ自立支援を図っていきます。

【実施施策】

① 継続的な心のケアの実施体制の構築

ア 一時保護施設において医学的なカウンセリングが必要な被害者に、精神科医療機関や精神医療センターなどの専門機関につなげるための必要な情報提供を行えるよう、専門機関の情報収集及び連携体制の構築を図ります。

イ 一時保護施設において、専門機関等の支援による研修の実施により相談員の質を高め、被害者の心のケアに配慮した相談を実施します。

ウ 県男女共同参画推進センターにおいて、専門カウンセラーによるカウンセリングを行います。

(男女共同参画課)

② グループ相談会等による自立支援の充実

被害者に対し、孤立しないよう心のケアや、自立に関する情報の提供等による継続した支援を行うため、県男女共同参画推進センターにおいてグループ相談会や個別面接相談を行うとともに、必要に応じて同センターが行う様々な自立支援事業への参加を促します。

(男女共同参画課)

③ DV被害者とその子供に対する心のケアの実施<重点8>

DV被害者が自立していくためには、被害者本人とその子供の精神的な安定が必要です。被害者と子供に対する適切な心のケアを身近な地域で受けられるよう支援体制を構築します。

併せて、自立への活力を引き出す心理教育プログラムを実施します。

また、一時保護中の被害者とその子供の心理について、必要に応じてアセスメントや個別面接などを行い、メンタルケアの充実に取り組みます。

(男女共同参画課)

④ 民間団体による継続的自立支援

民間団体と協働し、心のダメージにより就労が困難であったり、就職しても就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・

心のケアを含めた継続的な支援を行い、自立支援を図ります。

(男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

3 就業に関する支援

DV被害者の経済的自立を図っていくためには、就業支援が非常に重要となっています。被害者には就労経験が充分でなく、PTSD等の疾患、加害者からの安全確保や子供の保育問題など様々な課題を抱えている場合も少なくないことから、一人一人の状況に応じた就業支援を進めます。

【実施施策】

① 配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供

ハローワークや就業支援、職業訓練を行う関係機関と連携し、被害者に対し就業支援事業や母子・父子福祉センター*の活用に係る情報の提供と助言を行います。

(男女共同参画課)

② 就業支援・職業訓練施策による支援

ア 女性キャリアセンターにおいて、働きたい女性を対象に就職支援を行います。また、埼玉しごとセンター*において、若年者やシニアなど世代に応じた個別相談(キャリアカウンセリング)や就職支援セミナー等を実施し、就職を支援します。

(雇用労働課、人材活躍支援課)

イ 県内の高等技術専門校において、就職を希望する被害者に対し職業訓練を実施するとともに訓練生に対する就職支援を行い、安定的な就職に結びつけていきます。

また、ひとり親家庭の親や、子育て等に伴う離職による職業上のブルーに不安を持つ女性求職者等を対象に、民間教育訓練機関を活用して、就職に必要な知識・技能の習得を図る職業訓練を行い、自立を支援します。

(産業人材育成課)

③ 母子・父子福祉センターにおける就業支援

就業経験の少ない方の就業を支援するため、パソコンセミナーや就職セミナー等を開催するとともに、就業や生活に関する相談を行います。

また、母子・父子自立支援員をはじめ相談業務の従事者を対象に、就業支援に関する研修を実施します。

(少子政策課)

- ④ 一時保護施設における就業支援＜重点９＞
一時保護施設において、就職支援セミナーやキャリアカウンセリングを実施し、被害者に対する就業支援を行います。

(男女共同参画課)

- ⑤ 県男女共同参画推進センターにおける自立支援講座の実施
県男女共同参画推進センターにおいて、女性の社会参画や経済的自立を支援する講座やグループ相談会など様々な事業を実施します。
また、女性キャリアセンターとも連携を図り、被害者の就業支援を行います。

(男女共同参画課、人材活躍支援課)

- ⑥ 転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い
市町村が、虐待やDVのおそれがある家庭の子供の保育所等入所を考慮する場合、母子家庭等のうちで入所の必要が高いものとして優先的に取り扱うよう周知徹底します。

(少子政策課)

- ⑦ 民間団体による継続的自立支援（Ⅲ 2 ④再掲）
民間団体と協働し、心のダメージにより就労が困難であったり、就職しても就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、自立支援を図ります。

(男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

4 経済的な支援

被害者の自立に当たっては、医療費や生活費など経済的な支援が必要な場合が多く、生活保護や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、医療保険、介護保険等の支援を迅速かつ適切に対応していくことが重要です。

このため、生活保護については世帯認定の際の取扱いや保護の実施責任などを県の通知により明確にし、迅速な対応を促します。

一方、保護を必要とする被害者の増加に伴い県外の民間シェルターに一時保護委託する事例も出てきており、県を超えた広域での調整が課題となっています。迅速かつきめ細かな支援を行うため、県外を含め関係機関との連携強化を推進します。

【実施施策】

- ① 生活保護の適切な実施
被害者に対する保護の迅速な決定と適切な制度の運用が行われるよう、引き続き福祉事務所に対する助言指導に努めるとともに、新たに発生する課題に応じて実施責任や保護の取扱いの明確化を図っていきます。

また、母子・父子自立支援員と生活保護のケースワーカー等が連携・協働して、就労による自立や日常生活、社会生活における自立の支援に努めます。

(社会福祉課)

② 子育てに関する経済的な支援

ア 児童扶養手当等の適切な給付のため積極的に広報を実施するとともに、受付窓口となる市町村では被害者は住民票の異動がなくても居住地での受給が可能であることなど適切な案内ができるよう働きかけます。

(少子政策課)

イ 結核児童療育給付、小児慢性特定疾病医療費助成制度について、被害者の世帯認定等に当たり弾力的な運用に努めます。

また、未熟児養育医療給付、自立支援医療費（育成医療）について、被害者に対し適切な配慮が行われるよう実施主体である市町村に助言します。

(健康長寿課)

ウ 乳幼児医療費支給制度、ひとり親家庭等医療費支給制度について、被害者に対し適切な配慮が行われるよう実施主体である市町村に助言します。

(国保医療課)

③ 経済的支援制度に対する活用支援

被害者に対して、迅速かつきめ細かな経済的支援を行うため、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度などの情報提供を行います。

(男女共同参画課)

④ 国民健康保険に関する取扱いの保険者への周知

次の事項について、保険者である市町村及び国民健康保険組合に周知徹底します。

- ・ DV被害により国民健康保険の被保険者である配偶者との生活から離れたことが確認されれば、新たな生活地で国民健康保険に加入することができること（健康保険等に参加すべき場合を除く）。
- ・ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること。
- ・ 被害者は、医療費通知により受診した医療機関が加害者に伝わるおそれがある場合には、保険者に対し医療費通知の送付先変更等を依頼することができること。

(国保医療課)

⑤ 介護保険に関する取扱いの保険者への周知

DV被害などやむを得ない事情により住民票を異動できない場合は、現在居住している市町村が被保険者になることができる取扱いについて、保険者である各市町村に情報提供します。

(地域包括ケア課)

【施策の基本的な方向】

5 法的手続に関する支援

県配偶者暴力相談支援センター及び母子・父子福祉センターでは無料法律相談を実施するとともに、被害者が速やかに必要な司法手続を行えるよう民事法律扶助制度*について情報提供を行っています。

また、被害者が保護命令を申し立てた際などには、警察や配偶者暴力相談支援センターは裁判所からの求めに応じて書面提出や関係機関への連絡などを行っています。手続を進める段階でも加害者から追及されやすいことから、被害者の安全確保への支援を行います。

【実施施策】

① 保護命令等法的手続の利用に向けた支援

ア 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令の申立て、離婚及び親権に関する調停申立ての方法を説明し、弁護士の支援が必要な場合は無料法律相談の利用などについて情報提供を行います。

イ 訴訟費用の立替えなどの支援が必要な場合は、日本司法支援センター（法テラス）*の利用などについて情報提供を行います。

(男女共同参画課)

② 警察による被害者の安全確保

警察は、法的手続に対応できる対処を行うとともに、被害者の安全確保を行います。

(人身安全対策課)

【施策の基本的な方向】

6 地域における支援

被害者が地域で安定的に自立した生活を送るためには、被害者の状況やニーズに応じて、継続して被害者を見守り、支援を行っていくことが必要です。このためには、関係機関の連携体制の強化と、それぞれが有する社会資源の活用が求められます。一時保護施設では、退所者のうち継続的な支援が必要と思われる被害者について、市町村や県福祉事務所などの関係

機関に情報提供し、継続した見守り支援を依頼しています。

被害者が安心安全で自立した生活を送るためには、行政や関係機関の支援はもとより、民間団体や地域の方々などの幅広い支援が必要です。シェルター等を運営している民間団体と協働し、被害者への相談・情報提供・同行支援・心のケアなど継続的な支援を行います。

また、被害者が地域で生活するに当たり、身近な人による日常的な見守り支援は、被害者の安心感と自立への意欲や自信につながります。このため、より多くの支援者に対する情報提供などを行います。

【実施施策】

① 安定的な自立に向けての継続的支援＜重点10＞

被害者の安定的自立に向けて、市町村等関係機関と連携し、被害者の見守りなど継続的な支援を行います。

また、民間団体と連携を図り、民間団体が行う相談事業、ステップハウス運営等の取組など、被害者のニーズに応じた情報の収集及び提供を図ります。

(男女共同参画課)

② 民間団体による継続的自立支援＜重点11＞（Ⅲ2④、Ⅲ3⑦再掲）

民間団体と協働し、心のダメージにより就労が困難であったり、就職しても就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、自立支援を図ります。

(男女共同参画課)

③ 民間団体等が地域で実施する集会への支援

DV防止について、県民生活に密着した場でのきめ細かな広報・啓発活動を行うため、地域住民・団体、企業、民間団体等が実施する集会にDV防止出前講座を実施するなどの支援を行います。

(男女共同参画課)

④ 民生委員・児童委員等への広報や研修の実施（Ⅱ1④再掲）

民生委員・児童委員に対する研修会において、DVに係る実態把握や被害者から相談があった場合の関係機関との連携等、具体的な対応方法について情報提供します。

また、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員*連合会と連携してDVに関する情報や対応について広報や研修を行います。

(男女共同参画課、社会福祉課)

基本目標Ⅳ 子供の安全確保と健やかな成長への支援

子供の目の前で行われるDVは、児童虐待に当たります。また、子供への虐待からDVが発見されることもあります。

子供の変化に気づきやすく、虐待を発見しやすい立場にある学校や保育所、幼稚園などが虐待や背景にあるDVを早期に発見し、DVが疑われる場合には専門機関への相談を行うように周知・啓発します。

子供たちが痛ましい事件や事故にあうことのないよう被害者と子供の安全確保を図ります。また傷ついている子供の心のケアを行い、健やかな成長を支援します。

【施策の基本的な方向】

1 早期発見と安全確保

平成16年の児童福祉法の改正により、児童相談は住民に身近な市町村が担い、虐待の未然防止・早期発見に積極的に取り組むこととされました。本県では、要保護児童の適切な保護を図るため「要保護児童対策地域協議会*」が全市町村に設置されており、その対応強化を図っています。

県では、学校や保育所などで児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」に基づき、県内の幼稚園、小・中・高・特別支援学校、保育所、認可外保育施設等を対象に研修を実施するとともに、子供からの相談に適切に対応するため、子どもの権利擁護委員会や学校における相談体制を整備しており、更にその強化を図っていきます。

DVと児童虐待が併存する事案への対応が大きな課題となっています。令和2年4月に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律を踏まえ、DV対応機関と児童虐待対応機関との連携を強化し、配偶者暴力相談支援センターは児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所はDV被害者保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力を図っていきます。

一時保護においても、被害者が同伴する子供については、児童相談所と連携して実施するとともに、民間シェルター等への一時保護委託制度も積極的に活用します。

【実施施策】

① 虐待の早期発見・早期対応の推進

ア 要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行う「市町村要保護児童対策地域協議会」の効果的な運営を支援し、地域における対応の強化を図ります。

(こども安全課)

イ 虐待など子供への権利侵害に関する電話相談窓口として、埼玉県子どもの権利擁護委員会（子どもスマイルネット）*を設置し、電話や面接による相談を行います。

（こども安全課）

ウ 親が抱える子育ての不安や親子関係などの悩み、家族からの虐待に関する子供の悩みなどをSNSで相談できる窓口を設置し、相談を行います。

（こども安全課）

エ 学校においては、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び市町村が配置する相談員等による校内教育相談体制を整備します。

（生徒指導課）

② DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化＜重点12＞

婦人相談センターと児童相談所は、DVや児童虐待に係る業務とその連携について理解を深めるための所内研修などを実施するとともに、一時保護入所者とその同伴児童の安全な生活を確保するため、情報共有などの連携を推進します。

また、市町村におけるDV対応機関が要保護児童対策地域協議会に参画するよう働きかけます。

（男女共同参画課、こども安全課）

③ 教員、保育従事者への研修の実施（I 4②、II 1③再掲）

学校や保育所・幼稚園及び認定こども園の教職員を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子供の安全対策等について周知徹底を図り、被害者の早期発見を促進します。

（学事課、男女共同参画課、少子政策課、人権教育課）

④ 被害者が同伴する子供の適切な一時保護の実施

婦人相談センターと児童相談所等の関係機関との協力体制を引き続き強化するとともに、被害者と子供を一緒に保護することができるよう推進します。

（男女共同参画課、こども安全課）

【施策の基本的な方向】

2 心身の健やかな発達への支援

DVは子供にも様々な心身の症状を引き起こし、心のケアを継続して行う必要がある場合も少なくありません。

児童相談所では、心理的なケアを必要とする児童に対し児童心理司等によるカウンセリング等を実施します。

保健所では子供の心の健康相談を行っていますが、その充実を図るとともに、関係機関との調整や連携の強化を図ります。

一時保護施設では被害者が同伴する子供がDVの目撃などにより心に傷を受けていることが多いことから、こうした子供の心理的ケアを行い、心身の健やかな発達への支援を行います。

【実施施策】

① DV被害者とその子供に対する心のケアの実施（Ⅲ 2 ③再掲）

DV被害者が自立していくためには、被害者本人とその子供の精神的な安定が必要です。被害者と子供に対する適切な心のケアを身近な地域で受けられるよう支援体制を構築します。

併せて、自立への活力を引き出す心理教育プログラムを実施します。

また、一時保護中の被害者とその子供の心理について、必要に応じアセスメントや個別面接などを行い、メンタルケアの充実に取り組みます。

（男女共同参画課）

② 子供の心のケア対策の充実

ア 児童相談所において、児童心理司等により年齢や心理状態に応じた心理的ケア等を実施します。

（こども安全課）

イ 子供と親の心のケア対策を推進するため、児童福祉施設における心理職員の配置等を進めるとともに、児童相談所と児童福祉施設や保健・医療等の関係機関が連携し、施策の充実を図ります。

（こども安全課）

ウ 身近な地域での相談体制を整えるため、保健所が実施している「子どもの心の健康相談事業」を充実します。

（健康長寿課）

エ 保健所管内ごとに保健、医療、福祉、教育などの関係機関で構成される小児精神保健医療推進連絡会議等を活用し、相談内容に応じて対応や調整ができるよう関係機関との連携強化を図ります。

（健康長寿課）

③ 被害者が同伴する子供への支援体制の充実

一時保護施設に被害者が同伴する子供に対して適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

また、心のケア対策の結果について、関係機関との情報の共有化を図ります。

(男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

3 保育・就学・学習支援

DV被害者の自立支援に当たり、同居する子供の保育と就学に関する問題は極めて重要な課題です。小・中学生の転校は、住民票を異動しなくても手続が円滑に進むようになりました。高校生に対しては、円滑な転編入学に向けた情報の提供を通じ、支援していきます。

加害者の迫及や子供の連れ去りの危険に対応する必要があることから、学校、保育所、幼稚園及び認定こども園における子供に関する情報管理と安全確保の体制整備を図ります。教育委員会では、転校先、居住地等の情報管理や就学についての情報提供について対応マニュアルを作成し、指導主事会議等において周知しており、引き続きその徹底を図ります。

一方、一時保護施設に入所中、児童生徒は通学できないことから、学習機会の充実を図ります。

【実施施策】

① 転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い（Ⅲ 3 ⑥再掲）

市町村が、虐待やDVのおそれがある家庭の子供の保育所等入所を考慮する場合、母子家庭等のうちで入所の必要が高いものとして優先的に取り扱うよう周知徹底します。

(少子政策課)

② 被害児童生徒に関する適切な情報管理・就学についての情報提供

ア 子供の学籍や居住地等の情報の適切な管理を行い、子供の安全確保に努めるよう学校、保育所、幼稚園及び認定こども園に対して周知を図ります。また、DV対応マニュアルをもとに、各学校における安全確保体制を整備するよう協力要請します。

(学事課、少子政策課、人権教育課)

イ 配偶者暴力相談支援センターにおいては、安全確保のため被害者と子供に学校への申出を助言したり、必要に応じて学校に連絡するととも

に、子供の就学について情報提供を行います。

(男女共同参画課)

③ 一時保護施設における保育・学習支援の充実＜重点13＞

被害者が同伴する子供に対する一時保護期間中の保育・学習については、心のケアを行いつつ、専門スタッフの配置など支援体制の充実を図ります。

(男女共同参画課)

④ 母子生活支援施設における保育・学習支援

母子生活支援施設において、児童の養育に関する助言及び指導並びに関係機関との連絡調整等の支援を行い、被害者の同伴児童の健やかな成長を促します。

(こども安全課)

基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進

DVに関する相談や被害者の保護、自立に向けた支援、啓発や実態調査などは、配偶者暴力防止法の施行前から民間団体が先行して活動を展開してきました。多くの支援者が被害者の目線に立った活動で自立を支えています。

DVの防止と被害者の状況や課題に応じた保護やきめ細かな自立支援対策を推進するためには様々な民間団体が協働していく必要があります。そこで、民間団体の貴重なノウハウや人材の蓄積を生かしつつ、行政と相互に補完し関係機関が連携して適切な支援を行うための体制の強化とネットワークづくりを推進します。

【施策の基本的な方向】

1 民間団体との連携の推進

県では民間団体と連携して被害者の支援を行うため、民間団体も参加する「DV対策関係機関連携会議」を設置し、関係機関との情報の共有化を図るとともに、支援ネットワークづくりを行ってきました。引き続き、被害者の多様なニーズに対応できるよう実働的なネットワークづくりを進めていきます。

また、行政だけでは手が届かない被害者に寄り添ったきめ細かな支援を実施していくために、民間団体との連携を推進します。

さらに、加害者は支援者にも危害を及ぼすおそれもあることから、支援者の安全確保に常に配慮をしながら推進していきます。

【実施施策】

① 民間団体との連携の推進

様々な状況にある被害者のニーズに応じ、適時適切な支援が行えるよう、「DV対策関係機関連携会議」への民間団体の参加を促し、関係機関との情報の共有化を図ります。また、地域及び市町村に設置する支援ネットワークへの参加を促します。

(男女共同参画課)

② 専門的知見の活用・事業の協働実施

DV被害者支援担当者研修や各種講演会等に民間団体スタッフの持つ知見を活用するため、講師として招へいしていきます。

また、県民の啓発活動や被害者支援について、民間団体が実施するのが効果的なものについては、事業委託に向けた検討をしていきます。

(男女共同参画課)

③ 民間団体及び支援者等の安全確保

民間団体及び支援者、被害者の安全確保のため、団体の所在地、連絡

先、職員の個人情報等について適切に管理するとともに、事業の実施に際し団体の情報を明示する場合には配慮をします。

(男女共同参画課、各関係課所)

【施策の基本的な方向】

2 民間団体の育成・支援

民間団体は運営基盤（スタッフ体制、運営資金、活動拠点等）が脆弱で、継続して安定した事業運営を行うことが難しいため、支援が求められています。

県では、民間団体を育成・支援するため、シェルター整備、DV防止研修会の開催、被害者への同行支援等の活動費用の一部を助成してきました。長期的視点から、今後の民間団体の運営等に関する助言や関係機関との調整を通じ、必要な支援を行っていきます。

また、支援スタッフのスキルアップのために、DV被害者支援担当者研修など各種研修の参加機会の提供や、被害者支援に関する情報提供や助言を行います。

【実施施策】

① 事業活動への支援＜重点14＞

民間団体がDV被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援を行うことができる特性を生かし、安定した経営基盤の下で活動が継続できるよう、財政的支援を行います。また、民間団体が行う活動への助言や広報の協力等必要な支援を行います。

継続的な自立支援など民間団体と連携した被害者支援方策のなど取組の充実に向けて、民間団体交流会等を実施し意見交換を行います。

DV被害者支援情報や研修会の情報など、県が行う民間団体を対象とした事業の情報など関連する情報提供を行います。

(男女共同参画課)

② 人材育成に関する支援

民間団体スタッフのスキルアップを図るため、DV相談担当者研修及び各種研修会等への受講機会の充実を図ります。また、民間団体が行うスタッフの育成を支援します。

民間団体スタッフ人材の掘り起こしを行うため、DV被害者の自立支援サポーターを養成します。

(男女共同参画課)

③ 民間シェルター等への支援

民間によるシェルター及びステップハウスの運営を支援するため、施設整備に対する財政的支援、運営面での助言・情報提供を行います。また、

運営を行う民間団体とともに被害者支援を進めます。

(男女共同参画課)

用語の解説

	用 語	説 明
あ	生命(いのち)の安全教育	発達の段階に応じた、「生命(いのち)を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育。具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すもの。
	LGBTQ	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人)など、性的少数者を表す総称の一つ。
か	期限付入居制度	一時的かつ緊急的に住宅を提供する必要がある者に対し、原則として1年間の期限をつけた県営住宅の入居制度。
	虐待	自分の保護下にあるものに対して、暴力をふるったり、世話をしない、嫌がらせや無視をするなどの行為を行うこと。
	県男女共同参画推進センター	男女共同参画社会づくりのための総合拠点。男女共同社会の実現に向けた県の施策を実施するとともに、県民及び市町村の男女共同参画の取組を支援することを目的として次のような事業を行っている。 1 情報収集・提供事業、2 相談事業、3 講座・研修事業、4 自主活動・交流支援事業、5 調査・研究事業 さいたま市に平成14年4月に開設、愛称は「With You(ウィズユー) さいたま」。平成24年8月に配偶者暴力相談支援センターとしての機能付加。
	権利擁護センター	生活の様々な場面で、権利を侵害されやすい認知症高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるよう、生活上の様々な相談を受け、解決に向けて支援する機関。
公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	犯罪被害者支援に関する早期援助団体。犯罪被害者等からの電話等による相談受理、弁護士相談・臨床心理士によるカウンセリングを行っている。彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターとして、防犯・交通安全課、埼玉県警察本部犯罪被害者支援室と連携し、犯罪被害者等の支援に当たっている。	
さ	埼玉県子どもの権利擁護委員会(子どもスマイルネット)	子ども(原則18歳未満)に関わる様々な悩みについて、電話相談を受ける埼玉県の窓口。
	埼玉しごとセンター	武蔵浦和合同庁舎(ラムザタワー)に開設している総合就業支援施設。県が行う就職相談等のサービスとハローワークの職業紹介を一体化し、相談から就職までスムーズかつスピーディーにワンストップの支援に努めている。令和3年4月に、「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」から名称変更を行った。
	埼玉県虐待禁止条例	児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年7月11日に公布した条例。平成30年4月1日から施行。

	用語	説明
さ	埼玉県人権教育実施方針	すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現することを基本理念とした「埼玉県人権施策推進指針」に基づき、人権教育を推進する上での施策の方向性を示したものの。
	埼玉県男女共同参画基本計画	本県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第14条及び埼玉県男女共同参画推進条例第12条に基づき、本県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。
	埼玉県男女共同参画苦情処理機関	男女共同参画の推進に関する県の施策等への苦情や女性の暴力、セクシュアル・ハラスメントなどにより人権を侵害され相手方に対し改善等を求めるものについて、苦情処理委員が調査を行い、必要に応じて県の機関や関係者に対し、助言、意見表明、勧告等を行う機関。
	埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議	DV被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するために、被害者支援に関わる機関・団体等の連携を図るために平成13年に設置。
	社会福祉施設	社会福祉施設は、老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的としている。 社会福祉施設には大別して老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。
	女性キャリアセンター	働きたい女性、働く女性を支援する就業支援施設。女性の仕事に関する相談やセミナー、職場体験、ハローワーク求人情報の検索・職業紹介を行っている。
	人権感覚育成プログラム	人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が具体的な態度や行動につながる人権感覚の育成を図るための学習プログラムとして刊行されたもの。自尊感情や生命尊重、共感と連帯感、コミュニケーション能力、参加・参画などの「人権感覚育成のための視点」に基づき、参加体験型学習や体験活動を組み入れ、実感を通して学ぶことができるものとなっている。(学校教育編、社会教育編)
	人権擁護委員	人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間の方々。 人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられた。
	心理教育プログラム	DV及びその目撃は、自尊心の低下、身体的・精神的な問題など、被害者に深刻なダメージを与える。このような問題を抱えた被害者等が、自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる情報や技術を学ぶ教育プログラムのこと。本県で平成26年度から実施している「びーらぶ」プログラムは、NPO法人女性ネットSaya-Sayaが開発した、DV被害を受けた母子に対して同時並行的に実施する心理教育プログラムであり、暴力についての情報提供とそれについての対処スキル等を学び、暴力の影響から抜け出し自分の権利や価値を取り戻すことを助ける内容となっている。
	ステップハウス	DVからの避難の後、すぐに自立生活に移れない被害者が心のケアや自立の準備をするための中間的な施設。
	スーパービジョン	熟練した指導者が、事例の担当者である相談員などに、示唆や助言を与えながら行う教育のこと。

	用語	説明
さ	ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその関係者に対し、反復して、つきまとい等の行為をすること。
	性犯罪・性暴力対策の強化の方針	性暴力の根絶や被害者支援のため、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)を議長として、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省の局長級を構成員とした「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」にて決定した方針。この方針において、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むこととしている。
	性暴力等犯罪被害専用相談電話(アイリスホットライン)	埼玉県、(公社)埼玉犯罪被害者援助センター、埼玉県産婦人科医会、埼玉県警察が連携して運営している、性犯罪や性暴力にあわれた方の支援を行う相談電話。
た	(県営住宅)抽選優遇制度	住宅の困窮事情をポイント化して抽選倍率を高くする制度。
	デートDV	交際相手から行われる暴力行為。身体的な暴力のほか、大声でどなる、他の人とのメールをチェックすることなどの精神的な暴力、いつもおごられるなどの金銭的な暴力、無理やり性的行為をしようとするなどの性的な暴力も含まれる。
	ドメスティック・バイオレンス	DVと略されて使用される。直訳すると「家庭内の暴力」となる。「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使われることが多いが、家庭内の女兒に対する性的虐待を含めたり、親やその他の親族が子供に対して振るう暴力などを含めたりして使用される場合もある。 なお、暴力は身体的な暴力のみならず、精神的・性的暴力・経済的暴力・子供を利用した暴力も含まれる。
な	二次的被害	被害に関する捜査や事情聴取、裁判などの過程における担当者や、被害を相談したり診療を受けたりする際に接する担当者等から、被害の状況を繰り返し尋ねられたり、性的な経験を聞かれたり、心無い言葉をかけられたりすることなどにより、被害の苦しみを再度受けること。
	日本司法支援センター(法テラス)	“全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現”という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立された法人。
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的とする。 ※平成13年10月13日施行
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に設置が義務(市町村は努力義務)づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。 ①相談 ②医学的・心理学的な指導 ③一時保護 ④自立支援のための情報提供・援助 ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助 ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助
	婦人相談センター	売春防止法第34条及び第36条に基づき、婦人保護事業実施施設として開設。配偶者暴力防止法施行に伴い、配偶者暴力相談支援センターとして県被害者支援において中心的な役割を担っている。

	用 語	説 明
は	保護命令	<p>被害者が配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい時に、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し、接近禁止命令^{※1}や退去命令^{※2}を発令する制度。</p> <p>※1 接近禁止命令 保護命令の一つで、配偶者が被害者(被害者の子又は親族)の身辺につきまったり、被害者(被害者の子又は親族)の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令。(期間は6か月)</p> <p>※2 退去命令 保護命令の一つで、配偶者に被害者と共に住む住宅から退去を命じる命令。(期間2か月)</p>
	母子緊急一時保護事業	様々な家庭の事情により緊急に保護を要する母子に対し、母子生活支援施設への一時的な入所により必要な保護を行う事業。
	母子生活支援施設	母子家庭の母と子の福祉を図るため、入所、保護する施設。単に母子に宿所を提供するだけでなく、生活、住宅、就職、教育等母子家庭が抱える様々な問題について相談に応じ、自立を援助するための施設。
	母子・父子自立支援員	配偶者のない者で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援並びに職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
	母子・父子福祉センター	県内4カ所(東部中央・西部・北部・秩父)の県福祉事務所内に設置している。ひとり親家庭に対して各種の相談に応じるとともに、生活指導を行うなどひとり親家庭の福祉のための様々な支援を行っている。
ま	マイナンバー	社会保障・税番号。住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。2015年10月に国民に個人番号が通知され、2016年1月から順次利用が開始されている。
	民間シェルター	民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護だけにとどまらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な支援を行っている。
	民事法律扶助制度	経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う制度。この制度の申込窓口は、日本司法支援センター(法テラス)が行っている。
	民生委員・児童委員	高齢者や障がいのある人、子育て中の人などが地域で安心して暮らせるよう支援するため、厚生労働大臣から委嘱され活動しているボランティア。
や	要保護児童対策地域協議会	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童に対して、適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、児童に対する支援内容を協議するために市町村が中心となって組織する協議会。
ら	リベンジポルノ	交際中に撮影した元交際相手や元配偶者の裸などの性的画像を撮影されている人の同意なく、インターネット上に公表すること。

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」(案)
に対する御意見

埼玉県県民生活部 男女共同参画課 推進・DV 対策担当

E-mail: a2920-04@pref.saitama.lg.jp

FAX: 048-830-4755

ページ	御意見等
御住所（団体等の場合は主たる事務所の所在地） 〒	※必須
お名前（団体等の場合はその名称及び代表者氏名）	※必須

埼玉県県民生活部男女共同参画課

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-2925

FAX：048-830-4755

メール：a2920-04@pref.saitama.lg.jp